

第五十一回 参議院通信委員会會議録第十九号

昭和四十一年五月十日(火曜日)
午前十一時五十三分開会

委員の異動

五月九日

辞任

森中 守義君

補欠選任

野上 元君

出席者は左のとおり。

委員長

田中 一君

理事

植竹 春彦君

新谷寅三郎君

西村 尚治君

光村 甚助君

委員

小沢久太郎君

古池 信三君

迫水 久常君

寺尾 豊君

松平 勇雄君

谷村 貞治君

久保 等君

野上 元君

横川 正市君

田代富士男君

石本 茂君

鈴木 市藏君

國務大臣

郵政大臣 郡 祐一君

政府委員

郵政大臣官房長 鶴岡 寛君

郵政省郵務局長 長田 裕二君

郵政省簡易保険局長 武田 功君

郵政省人事局長 曾山 克巳君

郵政省経理局長 浅野 賢澄君
事務局側
常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

説明員

大蔵省理財局資 金課長 原 秀三君

本日の会議に付した案件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
(郵政事業の運営に関する件)

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田中一君) ただいまから委員会を開会いたします。

初めに、理事会の打ち合わせ事項について御報告いたします。

本日の委員会は、まず郵政事業の運営について質疑を行なった後、郵便法の一部を改正する法律案について、鈴木市藏君及び野上元君がそれぞれ質疑を行なうことになりましたので、御承知願います。

○委員長(田中一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

昨日、森中守義君が委員を辞任され、その補欠として野上元君が選任されました。

○委員長(田中一君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○横川正市君 まず、先般私のはうが質問をいたしましたので、私の質問を前提条件として答えられた

部分で、その後、具体的に明らかにした点についての説明を受けたと思います。

○政府委員(曾山克巳君) 先日いろいろと御質疑のありました中で、私どももいたしましては、特に第二組合の仲長につきまして、省が積極的な支援をこれに与えたことはないか、また、第一組合の存在を、いうならば、危うくするような手だてを講じたことはないか、その実情について調査をしうというお話でございました。それにつきましては、横川先生の御質問並びに森中先生の御質問、両方総括いたしまして、私どももいたしましたので、現地に對しまして、その事実を調査させたのでございますが、さような事実は、私どももいのでございます。

なお、具体的な個々の問題につきまして特にお答えいたしておかなければならぬことは、たまたま横川先生から御質問がございましたけれども、小倉の局におきましての組合事務室は、その場所につきまして、その当時におきましてもこれを移転する意思のあることを申し上げましたが、その後すみやかに場所を変更いたしましたので、先生の御趣旨のように、いやしくも、外から見まして、第二組合を特に優遇したというような印象を与えないような処置をとった次第でございます。

○横川正市君 まず、この郵政省の機構上のことと質問をし、その質問に答えられた点についてはメモをとって、その内容を私どもは記憶にとどめてきたわけなんですが、そういう事実行為が、国会の場所での議論をされると、いま答弁のあったように、全く事実無根になつてしまふ、これはどういふことなんですか。ただ一つだけは、小倉の郵便局の事務室の問題だけは、事実問題としてこれは

報告をされた。小倉の郵便局の事務室問題が事実であると同時に、若松の郵便局の事務室も事実問題である。折尾の郵便局の事務室も事実問題である。一つだけは認めた。その一つだけ認めたのは、こういう理由じゃないですか。郵政局長の通達で、小倉郵便局の次長の隣に第二組合の事務所を置くことは適当でないで、すみやかに位置を変更しなさいという指示をいただいております。

これは、小倉郵便局長が私に答えられた内容です。そうすると、この指示を与えたという事実については、あなたのほうでこれを正しいと認め、そうでない分については、それがいかに事実であつても事実と認めない報告をぬけぬけと国会で報告をする。これはそういう機構上の問題を私はちよつと疑問に思うわけですが、この点はどうですか。

○政府委員(曾山克巳君) 私どももいたしましては、別に郵政局長の指示によつたものだけが、つまり、郵政局長が反省いたしましてやっているとに思われるので、それだけを直したということではございません。もちろん、本省といたしまして、先生等のお話をお聞きしました上で、どうもおかしいと思う点につきましては、郵政局を通じて十分調査をしたわけでございます。調査の結果、郵政局ですでに移したほうがよいと認めたものにつきましては、直ちにその措置をとつたというふうな事実上の結果が出たのであらうと思ひます。

なお、若松等の問題につきましても、十分調査をいたしました。これは先般も申し上げましたけれども、第二組合の発生が先年の、旧年の末でございました。その中におきまして、一応外から見ましていいような場所に入れたような見方もございますけれども、スペースのとれ次第、私どももいたしました。外目から誤解を受けないうところは

に移すという、そういう考え方でやっているわけ
でございまして、その問題等は、第一組合にス
ペースを与えする場合にも同じような考え方を
とっているわけだとして、決して差別をす
るというような考え方は毛頭ないのでございま
す。

○横川正市君 ちよつとつじつまが合わないと思
いません。たとえば小倉郵便局の次長室の隣に
事務室をとったのは移転を指示する、ところが、
若松の郵便局の応接間を第二組合の事務室に貸し
与えられたという点については、これは何らの正
措置はとられておられない。これは全然つじつま
が合わないということになります。適当な場
所ということですか、それは。

○政府委員(曾山克己君) 場所は先般も御指摘ご
ざいましたように、私どももいたしましては、外
から誤解を受けないようないいにもちろんする
ことが大事なことだと思ひますが、ただ、準備い
たしますスペースの発見というように、なにかにつ
きまして、いろいろ手当てを講ずる場合のひまもご
ざいますので、決して私どもも固執いたしましてそ
こに永久に置くというふうなつもりではございま
せん。できるだけ早い機会に、いい場所等があれ
ばそちらに移すという心組んでおり、また、それ
を実行いたしておるわけだと思ひますので、その
点御了承いただきたいと思います。

○横川正市君 私どもは、事務所の設置場所がど
こであろうと、別にどういふ形で貸し与えられ
ていようと、そのことで事実上の論争をしようとは
実は思っておりません。そういう事務所の設置とか
らんで、たとえば若松の場合は、課長代理、労務
担当課長代理が机やいすを運び込み、それから職
員数からいいますと一割にも満たない職員に対し
て、局長の隣に相当大きなスペースをとって事務
所を与えるというふうな、そのこと自体は、これ
は主事とか主任組合をつくらせたということ、
日ならずして第二組合にそれが発展していくとい
うことと関連性があるのではないかと、言ってみ
れば、事務所の設置を、そこに置いたということ

は、そういう事実行為の結果であつて、その事実
行為はありませんとすることは、私どもは事実
目で見たとはいへない。そういう事実行為は
どうですかと聞いたならば、そんなことはありませ
んと言ふから、それじゃ事実行為としてこの事務所
の問題はどうかというこの質問になるわけ
です。しかも、第二組合の事務所の掲示板に、私
どもも現認をしてきて、写真もこの間見せたように、
労務課長代理ですか、労務担当の課長代理が代表
者になつて声明文やら、あるいは抗議文を載せ
て、それを第二組合の掲示板に張りつけて掲示を
している。そういうことは、これは管理上少し錯
綜していませんか。その錯綜というのはどこから
起こつてくるかということですね。私は、これは
事実行為としてそういうことが公然と行なわれた
ということとを明らかにすることもあるし、その
行なわれたことについての不当性については、こ
れはもう全く自分でもって当否がつけられない、
そういう状態になつてゐる。その当否のつけられ
ない状態というのは、これは発展すると、課長代
理という労務担当者も、主事とか主任とかいふ
いわゆる中間監督者も、行政上の組織からいくと同
一の役割割りを持つてゐるものだから、だから組
合関係についてこれらの組織が何らかの組織に対
する介入を行なつても、それは不当労働行為には
該当しないという一貫した理論づけがあつてや
つてゐることだと私は思ふんですよ。その一貫した
理論づけというのは、私はこれはおかしいと思
ふんですよ。たとえば労務担当の課長代理の場合に
は、これは組合にはいれない純然たる管理監督者
の立場にある。そうではないものについては、こ
れは監督者の立場であつても組合にはいれる立場
なんだ。それが共同して行動を行なう場合には、
おのずとそれはある限界というものがあつてしか
るべきだ。その限界から逸脱しているという事実
が具体的にあらわれてゐるというのかについて、
郵政当局はどう考えるかというのが、私の質問の
骨子なんでありまして。何にもありませんでしたと
いうことでは私はないと思ふんですよ、事実行為

に基づいて私が質問しているわけですから。
○政府委員(曾山克己君) ただいま御指摘のあり
ました第二組合の掲示板に労務の課長代理が自分
の所信を發表したということにつきまして、これ
が組織上、権限上混淆を來たしているのじゃない
かという御質問でございます。先般その御質問
ございましたので、私ども、先生のお写真になつ
たお写真も拝見しましたので、これをものとしま
していろいろ調査してみましたが、御案内の上
に、確かに第二組合の掲示板に掲示されまし
た。しかし、先生ももうすでにお詳しいように、も
しこれが省側の掲示板に掲示されておりましたな
らば、つまり、相当不当労働行為の色彩の強いも
のかと思ひます。と申しますのは、そういう場合
に、あの当時は二十六日のストを控えての直前で
ございました。法律で禁止されたストにはお互い
加盟しないというこの所信を、命令の形あるいは
は通達等の形で所屬長が自局の掲示板に出すこと
は正しいやり方でございます。また、代理権を行
使いたしまして労務の主任に、課長代理に起案さ
せ、かつまた、局長の命によるという形で出した
ものであれば、これは何ら私どももそのしを受け
るべきであつて、この労務の課長代理は第二組合の
掲示板に自分の所信を發表したわけだと思ひまし
て、いうならば、省側の掲示板にそういう所信を
發表せず、第二組合の掲示板にそういう所信を
いうことにつきましては、私ども、これが違法、
特に不当労働行為のそしりを受ける筋合いのもの
ではないというぐあひの結論に達したわけござい
ます。

なほ、御案内のように、その内容につきまして
も、特に第一組合の切りくずし、第二組合への加
入を勧奨するといったようなもの内容を含んで
おります。あくまで、ストというのに対して
の違法性を強調し、したがって、お互い良識を
もつて良識的な行動をとらう、合理的な行動をと
らうというこの呼びかけをしたのでございませ
んので、先ほど申したような結論に到達した次第で

ございます。
○横川正市君 私は、その第二組合が第二組合の
掲示板を使って意思表示をするという場合と、郵
政大臣依命によるところの局長が大臣談話をそれ
ぞれの掲示板に掲示をするということについて、
とやかく言つてゐるわけじゃないのです。少なく
とも、この職制上の立場のものが混淆して、しか
も、監督者あるいは管理者、労務担当者という、
そういう立場にあるものが第二組合の掲示板にみ
ずからの名前を付して掲示をするということは、
これは私はいわゆる正規なものではないというふ
うに考えておるわけですね。あなたのはうはそれ
別にたいしたことではないというふうに思われま
すか。そういう事実行為はどこから出てくるわけ
ですか。単に偶発的に労務担当の課長代理が自分
で所信を第二組合の掲示板に張つたということじ
やないわけでは。そういう事実行為が出てくる
という根拠には、これはいまだあなたが、省が第二
組合をつくらすために介入した事実もございま
せん、あるいは、第一組合の問題についてこれに
対してとかくの介入をした事実もございませ
ん、こゝう言つておる口の裏から、実はあなた
たは知らないかもしれないが、あなたの指揮や命
令を受けて動いておる末端の管理者あるいは監督
者というものが、その秩序と法のたてまえ等を混淆
して行動したということにはなりませんか。それ
も、これはささいなことだからいたしたことはな
いということになるわけですか。

○政府委員(曾山克己君) くだいようでございま
すが、先生のおしかりを受けまして、私どもも
いたしましては、第二組合の発生、第一組合の切
りくずしというふうなことにつきまして手をか
す。つまり、不当労働行為をするというふうな事
実はないわけでございます。ただ、先生あくまで
関連があるじゃないかという御質問に對しまして
は、先般もお答えいたしました、特に九州管内
におきまして、管理者と組合員との間にいろいろ
正常な労使関係が持たれない時期がございま
した。そういう時期を何とか乗り越えまして、お互

どう否定しても、いわゆる管理者が介入して第二組合をつくらせた不当労働行為を、しかも事実行為として認めざるを得なくなる、この点をおもんばかって、あなたのほうではこれについていろいろと防波堤をするような答弁をしておるのじゃないかと、私はそういうように解釈するわけですよ。そうでないなら、そういう事実についてひとつ明確にしていただけませんか。

○政府委員(曾山克巳君) 先ほど私のことが足りなかったために、あるいは正確に御理解いただけなかった点があれば、いまだ少し述べさせていただきます。

と申しますのは、掲示板の問題でございますけれども、掲示板に省側の掲示板と組合側の掲示板があることは御承知のとおりでございます。省側の掲示板に、第二組合の、いうならば育成に対して親戚づき合い的な好意的な内容を掲示いたしました掲示物を張り出すということは、おっしゃるように、不当労働行為の少なくとも疑いを持たれてもしかならないことだと思っておりますが、それぞれの組合の掲示板上——特に最近はその内容も包括承認制度をとりまして、一定の禁止ないし制限事項以外のものにつきましてはこれを認めておられますようなたてまえからいたしても、それぞれの職員ないし組合員が自分の抱負につきまして周囲に対して常識をもって行動しようといううなことを内容とします掲示物を張り出すことにつきましては、私はこれは自由であらうということとを申しておるのでございます。その点につきまして御理解をまず最初にいただきたいと思います。

それから、なおいろいろと御指摘がございました事実問題の例も、これも私のほうから都合のいいことだけ言うのじゃないかという御指摘をまたあとから受けることを覚悟の上で申し上げさせていただきますのでありますが、やはり九州管内のある

に酒に酔ったせいもございまいしょうけれども、課長のネクタイをとらえてゆすぶって、おまけに杯で酒をかけて、課長に対して、おまえ第二組合に対して好意的であるとかいうようなことでもって、いうならば非常なけのしつたというふうな事例でございませう。それを見まして、いままで周囲におきまして第二組合の動きがその局ではなかったのでもございませうけれども、それに対して積極的な、その後第二組合の発生に至ったというふうな事情にあるわけございまして、私はそういう事実に対しては、これは全通の幹部の皆さんとも話し合せて、確かにそういうことはいけないことであるという全通の幹部の方の話もございまして、先生御指摘のように、いろいろと全通幹部の方も苦心いたしまして、自分の配下の組合員の統制をきかすために、異常な行動に出ないようになしておられることを十分承知しております。しかし、なおそういう行動があるということが、全部の局じやございませうけれども、数少ない局でございまいしょうけれども、やはり現実には良識のある者をして、先ほど申しましたように、いまのこの組織の第一組合の組織についていけないというふうな行動をとらしたのではなからうかということをお私に思っております。しかし、これは私は決して第二組合を弁護しているのではありません。あくまで私もいたしましては、管理者といたしましては、職場内における秩序を保つ意味で、お互い両方の組合が暴力を打ち合うとか、あるいは引っこ抜き、ないしは加入勧奨のために業務を阻害するとうようなことのないような意味でのチェックはしてまいりますけれども、それぞれ第一、第二組合のきらいやうなことにつきまわりの介入はいたさないように指導はしております。

○横川正市君 まあ、ここで私が事実行為を明確にしてあなたに質問をしているのを、あなたがそれはこうでございませうという答弁の中に明らかなように、たとえば労働担当の課長代理が中心となつて持たれた主事主任会が共同してつくられたものであるならば、これはまあ、いわば管理者と監督者に立っているものですから、そのものが省の、あるいは局側の掲示板に張られたとしても、私はたいした実問題は問題にならないだろうと思ふんです、事実行為としては。あなたはそれは問題だと、こう言う。私はそれは問題にならないと思ふんですよ、管理者の立場に立っている者が、あるいは監督者の立場に立っている者が、あるいは行なうことは。ところが、管理者とか監督者に立っている者やとそうでない者が合同でつくられた掲示を第二組合の掲示板に張るということになるから、これは私は逆の意味で異質のものが第二組合に入ってきているということにならないかと、いわゆる通常考える社会常識からいってみて、私の考え方はあなたの考えとは逆なんです。同じ職制上からいけば、課長とか課長代理とか、主事とか主任とかというのは、言ってみれば中間の監督者ですね、中間の監督者がまともなもので、そして、この際はひとつストライキに反対しようじゃないかというものが、これが省側の、いわゆる局側の掲示板にかりに団体として張られたとしても、私はこれは一つの理の理というものが立つような気がする。ただ、そのことは、組合にはいれる者とはいれない者が一緒になつてそういうことをやつたというところについて、これは教唆の問題もあると思ひますけれども、しかし、異質の、全然組合にはいれない者がはいたその団体のこの種の文書を第二組合の掲示板に張るというものが、これはおかしいじゃないかと私は言うんです。そのおかしいというものがいろいろの観点になつてあらわれてきているから、それを私は一体あなたの方のほうでは、おかしいと認めるのか正當と認めるのか、そうしたら、あなたは正當だと。私はおかしいと思ふんです、どうですか。あなたの方の場合、いわゆる管理監督の立場からいえば、これは職員、どんな末端であってもあなたの命令を聞いて正常にやってくれるというところは、これはもうあなたが一番望むことなんです。ところが、労組法あるいは公務法で労働組合が

くられることになつておつて、そして、その労働組合にはいれる範囲というものはきまつていておつた。これは自主的なものであるから、これに介入してはならないと労組法第二條に定められているわけなんです。そのきめられていた範囲のものが正しい行為をする場合においては、だれもが介入することができないわけですよ。第二組合なら第二組合にどんなに意思表示をしよう、これはだれも介入するわけにはいかない。しかし、局側の立場に立つ者が局側の掲示板を使うというところ、これもやむを得ないことで、ただ、管理監督の立場に立つ者が集まつてそういう行為をし、そういう意思表示をしたということが、一体、局側の掲示板にかけられるのが正しいのか、第二組合の掲示板にかけられるのが正しいのか、その点は、私の考えはあなたの考えとは逆なんです。これは常識から考えてみても、あるいは労組法の考えからしてみても、そして、そういう事実が起きたときには、第二組合と一体監督者に立つ者や管理者に立つ者とはどういふ関係というものを考へたのかということ、その裏返しのことを考へるということ、これは当然なことですね。しかもこの場合には、局長のうちに主事主任会が持たれて、四回目に第二組合が発生し、しかも、それに参加した者が全員第二組合に走つたという事実があるわけなんです。これはもういかに否定してみても、事実行為というものは否定できないですね、実際には。だから、私は、あなたが指示したのではありませんと、そういうことは間違いですと言ふのならば、そういうふうにはつきりすべきだと思ふのです。その事実行為は、三十八年のたしか十月から十一月に、現在の熊本九州地方本部と郵政局長との間で、「不当労働行為と疑われることをも行なわないこと」と言つて文書交換をやつてはいたしませんか。「疑われることをも行なわないこと」という文書交換に私は違反しないか。これは信義上の問題だと思ふのです、そういうふうになつてきますとお互いに。

第三点の問題は、あなたは先ほどつばをひつかけた、酒を飲んでどうしたということを言います。私は情状酌量なんというふうなことでものを言うわけじゃありませんけれども、いまのあのやり方をしていたら、随所で人間的な弱さというものを暴露して、ささいなことで職場の中にトラブルというものが起こるような原因にならないか、私はそれを心配します、実際はそのほうを。もつとやはり正々とした形で解決をして、すなわち、違法行為については、これを違法行為として相手側にそれを正せしめる、そういうあなたたちのほうのき然とした態度があつて初めてこのことは直ることであるし、これは上部団体との話し合いで当然矯正されてくることだと思ふのです。一つの例が、東京の石神井で起こつた実例、御案内でしょう。職場規律にも従わぬ、あるいは組合の方針にも従わぬという五十数名の人が、組合の組織、いわゆる組織団結をする力というものを、個人が持っているものをこれを組織が阻害するということ、これはゆゆしい問題なんです。しかも、五十数名というものを組織から除名をして、職場の維持と組織の統制をきかしたという事実もあるわけでしょう。そういう明確な形というものはどうしてとれないわけですか、その熊本郵政局管内で。私はそれをきかして組織問題あるいは業務問題からして惜しむことだと思つてはいます。私は、酒をかけたとかネクタイを引つぱつたということはいかたどかとはひとつも思つていない。その是正のしかたとして、今回のような第二組合の育成の方針をとつたことは間違いではない。ところが、あなたは上から指示をしていない。それならば現地に起こつた、このようになつた事実行為というものは、これは省側の考え方からすれば間違いだと断定できることだと、私はこういふふうに思ふわけなんです。それを一々抗弁するということになると、あなたのほうのこれは指示、指導によつて行なわれたことではないかと私は逆に疑ひたくなる、こういう事実が出てくるわけですね。事実行為というものをもう少し——私も常識でものを言つてい

ないという内容でございまして、一々詰すとなつてきますと、それこそ、第二組合に関心のある者が言つてきた場合、あるいは第一組合からそれを言つてきた場合、紛淆を来たし収拾がつかないということにもなる。かつまた、先生御指摘の、職場における安定した労使関係を乱すことにもなると思ひますので、そういうことはすべきじゃないと思ひます。しかし、それぞれの組合が持つております掲示板に、その内容が、先ほど申し上げました、私のほうでいわゆる管理運営の権限を

○横川正市君 あなたのほうから見れば、自主的な会合で、そうして、そういう自主的な会合ならば、あなたは従順し——従順しということばを使いましたが、これは助長ということにもつながる考えである次第でございます。

ものは私は再調査せよ、またした結果、ないという報告を受けておるのでございます。

ただ、ただいま御指摘になりましたように、ストをいやすくも中間管理者である主任等が行なうことについて積極的にこれに加担し、局員を主任が指導し、主事が、監督していく立場にあります者が、一緒にストをやるべきじゃないかというような行為に積極的に出るというようなことがございましたならば、私はこれはやはり本人等がそういう中間管理者の責めにふさわしくない人間だとい

であるから、ひとつ明確にメモをとっておこうというので、メモをとって、そのメモを、今度はこういう事実があるのではないかと言ったら、そういうことはありませんと、これは水かけ論なんです。それから水かけ論ではないのですか。あなただが、たとえば指揮命令系統のところで、全部文書でやるというわけではなくて、口頭でやるという場合に、各課のそれぞれの責任者がそれを受け取って、あのときに人事局長がこう言ったじゃないか、そう言ったら、今度は人事局長が、いやそ

んなことはいけませんというようなことが、日常茶飯事のように郵政省では行なわれるわけですから。

○政府委員(曾山克巳君) 詰めてのお話でございしますので、私、先ほどちょっと申し上げましたように、発言内容がどちらにも都合のいいようにとれるというふうな発言をしました場合に、えてして一方の側からはこれまた一方の側に都合のいいようなことになるといふことはありがちのこととて、ございします。そういうことを前提にいたしまして、その人事権の問題につきましても、人事権をもって第二組合に加入を懲罰するということになりまします。これはもちろん不当労働行為でございします。その点は、私は先日明確に申しました。しかし、ストを行なうようなことを懲罰する管理者はおかしいぞと、管理者の資格はないじゃないかというところで議論することは、私は正当なことだと思ひます。そういうことは、人事の問題としてとられたというふうなとり方がもしあったとすれば、あつたんではなからうかというふうなことを先ほど申し上げました。それと同じようなことが、主事主任会がこの組合だけなくて残念だというふうなことを、ほかの局を見まして、良識者が相集まつて、この主事主任会を結成すればいいと思つていて管理者がおつて、それを口に出したりいたしますことは、それは私は不当労働行為的なものではないというふうなことを考へるわけでございます。しかし、主事主任会があくまで第二組合として発展すべきだということを申しましたならば、これは主事主任会のそういう形での結成を懲罰するということになつてきます。これはやはり不当労働行為の疑いを持たれてもしかたがないというふうなことになるわけでございます。しかし、主事主任会につきましても、私は先ほど申し上げておりますように、懲罰すべきものだと思つておられますので、第二組合とくつつけて考へなければ、先生御指摘のような不当労働行為ということにはならないんじゃないかというふうな考へるわけでございます。

○横川正市君 さすがに頭のいい曾山さんも、そういうふうに言い回されると、私は何か結論が違つていふように思ふのだが、内容はいかにもそれを認めていふような答弁になつていふわけですね。これはあとであなた自分ひとりで速記録を読んでみてください。私は事実行為を——いわゆるあなたのほうの命令系統の中で、文書だけで命令が通達されるのでなしに、口頭の場合もあるでしよう。その口頭の場合に、いつでも第三者が指摘したら、言つた者は、いや、それはそうじゃございせんと言わなきゃならぬという口頭の指示、指令といふものは、これはあり得るわけはないです。しかも、あなたのほうでは人事権を握つておるわけですね。相手側は何もないわけですよ。しかも、いつでも組織の中には——これはあなたも意識しておるでしよう。おれが先に局長になるかな、おれは先に課長になるかな、私は先に昇給するかもしれない、あいつは不運なやつだ、次官になつたらいつの間にか飛ばされたということが、日常茶飯事に省側の中では言われているのじゃないですか。そして、それに当てはまるようなことばが使われたら、これは第三者はどうとるかという事です。そして、それを意識してあなたのほうでは言つたのじゃないかと私もはとるわけですよ。ただ、ことばの言い回しで、言つたことが右にもとれたり、左にもとれたというのじゃないのです。現実というものはもつとごまかしわけです。しかも、私も現場に入つてみると、こういう事件が起こつたところは実に職場の中は暗いですよ、行つてみて。私もはへんばな気持ちで局を訪問したことはありませんでした。私もありません。しかし、行つてみたところが、そういう事象が起こつていふところは、受け入れ態勢というものがもう個々まるっきり違ひます。ただ、さすがに中央郵便局の局長は人格者で、私も会つていろいろ質問したり、話をしましたが、最終的には意見の一致を見て、そして、これはやはりお互いにひとつ注意しようじゃないか、組合側にもそれは十分言おうじゃないかと言つて、私ども

も別れてくるという事象がありました。だから、私たちが現場に行つてみて、話ができないところは何かというところ、これを言つたらどうなるだらうといつて、いつでも懸念している人がもの言えないのです。いわゆる不利益処分その他が来るんじゃないかならうか、そういうふうな心配している人たちが、これは表面に名前を出さぬでくれと言つて書類を持つてくるわけだ。こういう事実、きわめて淡白でなくて、複雑になつていふものを、これをどういふふうにあなた方は、一番つぺんにいて、それをとらえて下部を指導するのか。もう一つは、九州人といふものはこういう性格なんだ。これは組合にも言えますけれども、管理者にも言えるのじゃないですか。そういう地域で異常的に第二組合が発生した。これは懲罰することなのか、本省としては、これは懲罰する。九州人の性格からいつても、これは将来たいへんな禍根になるぞと言つて、これに対する対策を立てるのか、どちらなんですか。私はわずかな期間でありますけれども、九州へ行つてみて、これはたいへんだと思つて見てきたのです。その事実を見てですね。これは私がいわゆる被害妄想だということになるのか、そうでないのか。ある人に言わせると、一部が強いときは一部が引つ込む。今度反対が強いときには、その反対が引つ込んで、いつでもバランスがとれておらないのだ。そんなことで事務が正常化するわけがないじゃないですか。だから、私は、日本全国にあるいまの組織状態といふものを十分考へて、そして異常でないし、正常ならば、別段この問題についてとやかく取り上げようと言つていふわけじゃないですよ。いま若松の問題だけを取り上げましたけれども、報告と違ふのは、たとえば折尾の郵便局の組合事務室はどうしたのですか。これは明確に予算の配賦を受けて二万七千円で建てました。現地では局長がそういうふうな言つていふ。ところが、あなたの返事を聞いたら、自転車の置き場を一部修理したというのです。現地で私どもが聞いてきたことと、あなたの答弁とが違ひから、私どものほうで

は疑いというものを持つわけなんです。その点をもっと明確に、事実なら事実として認めて、起こつてきた事態というものは憂慮すべき事態なんだから、これに対しては、両者の立場からどう解決するかというところをはかつていくのが当然なんじゃないですか、私はそう思ふのです。その点はどうですか。

○政府委員(曾山克巳君) 再々申し上げておりますように、私どもも別に、ことばはようございせんけれども、組合を割りまして、そういう中で仕事を進めていったほうが仕事しやすいなどと考へておるわけでは全然ございせん。これはこの職場を見まして、組合が業務の遂行ということにつきまして十分協力をしてまいつてさいますならば、労使ともども明るい職場の中でしつかりした仕事ができいくわけでございます。ただ、九州におきましては、先般も申し上げ、また、先ほどちょっと申し上げましたように、従来からとかくそうではなくて、全国ではまれに見るような戦術を行つた、また、仕事も必ずしもうまくいつておらなかつた局が多々あつた中に、これではならじとして批判者が出てまいりました。その批判者は必ずしも第二組合ということではなくて、場合によつては無加入なり、あるいは全通の中にとどまりましていろいろ批判をしてきた者も多からうと思ひます。ともかく、そういう批判というものは、私は、九州においては生まれてくるだけの背景があつたということを申し上げるのでございます。

なお、若松の自転車置き場の問題につきましても、先般来二万七千円の修繕費を使ひまして新築したじゃないかとおっしゃるのでございしますが、若松の局におきまして、第一組合のほうとの均衡等から考へましても、必ずしも不当な差別待遇をしたというほどのりっぱな事務室でもないというふうな報告も受けましたし、私ども、また、先ほど来申し上げておりますように、両方の組合、あるいは組合が三つありました場合等におきましても、その組合のどれを差別待遇し、どれを優遇す

るというようなことはやってまいっておらないつもりでございます。

○横川正市君 まあ私は現地を見てきたんで、見てきた立場からあなたに質問し、あなたは下部機関から受けた報告で答弁をしているのですが、私はこの次の休会になりましたら、委員長にお願いして、九州地方をあなたと一緒に行政視察をしましょう。そのときにどういふことが——まあ具体的な事例というものが出てくると思いますがね。いまあなたの言っているようなことが、かりにそのまま下部に伝わったとしても、下部というものはそれほど正常な業務運行ができるということじゃないと思うのです。

私はいろいろな点で質問をする事項をたくさん持っておりますけれども、ここに、ここに出てきている現在の組織状況の形態から見て、これが異常でないということはあなたのほうでは答弁できないと思うのです、実際上は。そういう具体的な一つ一つ、しかも、一つ一つの局が同一案件やら特殊の案件を持っているいろいろな形で介入をしてきております。そうして、その中には各人が名前を出してくれるなど言って私どもに訴えた内容がしばしばあるわけです。一つ一つこれを示しながら、一体これはどうか、これはどうかと私どものほうで質問をするということも、これはもうどうかと思ひますので、いずれ、これは先般もつたと同じような方式で、機会を別に求めてこの問題について論議をしたいと思ひますから、何かあなたは所用のようなので、私の質問はきょうはこの程度にしておきます。

○野上元君 関連して一つ。きょうは人事局長時間がないので、だから、結論的な問題について一つだけ質問しておきたいのですが、先ほど横川委員のほうから、人事権をたてとて労働運動を規制するような行為が行なわれておる事実について当局の見解を促した。あなたは、そういうものはきわめて重大な問題だから慎重に調査した結果、事実はありませんでした、こういうわけでした。だから、それはもうしかたがないと

思うのですがね。もしもかりにあったとしたならば、そのことはあなたとしてはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(曾山克巳君) 人事権を乱用いたしまして、第二組合に入らなければ左遷する、あるいは、第一組合を出なければ降格するというようなことを、もし——これは仮定の問題でございまして、仮定でもいいからという設問でございまして、もしそういうことをやったとすれば不当労働行為になるかと思ひます。

○野上元君 それで、私の手元にも不当労働行為に及ぶと思われる資料がたくさん送られてきているわけですが。そして末尾に、いついかなるときにも証人台に立ちます、こういうふうな言われているわけなんです。したがって、これは事実だろーうと思うのです、私は。ところが、あなたのほうで調べたところでは、事実ではないのだ。事実はそのういふことはなかったのだと言われるわけですから、それは特定の場所を調べてそういうことを言われたと思ひます。不特定多数のたくさんの方々の事実が今日ある。この事実をあなたは認められないけれども、そういう事実があることだけは明らかなんです、私のほうに來ているわけですから。そういう重大な問題が起こっているのだから、あなたのほうとしては、これは不当労働行為で下部の管理者が処罰されることが起きるかもしれないわけですから、可能性があるわけですから、そういうことがないことを未然に防止することがあなたの職務だと思ひます。したがって、最近かかる事例がひんびんとして起こっているという報告を聞く。したがって、そういうことのないようにという強力なあなたは指導文書を出される気持ちがありますか。

○政府委員(曾山克巳君) いま御指摘のようなこととはなからうというふうに信じておりますが、先生のほうでそういう疑いを持たれるようなことがあるような資料が來ているというお話でございまして、したがって、それをちよーうだいたしして、その結果、もう一ぺん調査をさせていた

たいと存じます。

○野上元君 私はその事実を調査してくれとは言っておらない。事実は先ほど来調べてみたら、やはりなかったというところになりかねないわけですね。それだけで不問に付されてしまう困るのです、どんだんどんあがってくるわけですから。したがって、こういうあがってくる事例があるのだ、報告があがってくる事実がある。これはやはり当局としては、十分に考慮しなければならぬ問題なんだから、事前にあなたのほうとしては事故を防止するために、強力な指導文書を出して、そういうことがかりそめにもないようになり、そういう指導文書を出すのが、ぼくはあなたの役目として当然のことだと思ひますが、それを出される気持ちがあるかどうかというのです。

○政府委員(曾山克巳君) 私ども、会議のつど、不当労働行為はするなということを申し上げておりますし、また、人事権の乱用というふうな形で不当労働行為などは特に戒めております。したがって、いまさら私は文書を出す必要はないと考えておるのでございしますが、先ほど申し上げておりましたように、先生のほうからは、そういう疑いを持たれるような事実があるということでございますので、もう一ぺん調査させていただきます。決して、私もそういう事実があったのを隠して、曲げて報告するようなことはいたしません。そういう事実が立脚いたしましたとして、その事実が得るならば、もちろん私は文書等で指導することは差しつかえないと思ひます。

○野上元君 これ以上論争しません。ただ、重大な問題なんだから、一ぺん警告しておればそれで事足りるのだということではなくて、こういうこととなら未然に防止できるなら、あなたのほうは手数を省略しないでどんだん強力な指導をされるように、特に注文して終わります。

○横川正市君 これは私のほうからあとで局名を全部お知らせしますが、その局で郵政局の管理課を通じて流された経費の使用結果、これをそれぞれ仮仮収書その他をつけてもいいですから、それ

をひとつ出していただきたい。それから最近の労務情報、これをあわせて資料として出していただきたい。

○政府委員(曾山克巳君) この点でございまして、最近の労務情報と申しますのは、省で出しております労務情報のことも含めまして出したいと思ひます。

○横川正市君 これは熊本郵政局管内で……。

○政府委員(曾山克巳君) その点につきましては、私も、決して不当労働行為などを隠すような意思はさらさら持っておりませんし、また、そういうような指導も労務情報でいたしておらないのでございしますが、裁判等におきまして、証拠書類の提出というふうな形で請求がございました場合には、実は出しておらない種類のものがございまして、したがって、そういうものににつきましては、御了解を得まして、遠慮していただきたいと思います。

○横川正市君 公に出されておる文書ならいいでしょう。それでいいでしょう。

○政府委員(曾山克巳君) わかりました。そういう点につきまして御相談申し上げます。同じく一番の仮領収額の云々というお話につきましても、きょうの趣旨で御了解願ひます。

○久保等君 郵務局長が見えておりますから、ちよーと気のついた点で、郵便法の改正法案の審議に必要な資料を二、三要求します。別に答弁は要りません。

すでに衆議院のほうでも出されたようですが、三十六年に一部郵便料金の改定を行なったようですが、その三十六年度以降今日までの収支状況を年度別にひとつ出してもらいたい。これは資料としてあるようですから出してもらいたい。それから政令、省令にゆだねておる面がいろいろあるわけですが、これを全部、新しく制定をする予定の政令、それから省令についてはその案をひとつ全部出してもらいたい。それから、郵便物の運送を委託しておるわけですが、それはもちろん会社なんかも相当数あるよ

うですが、各会社の資本金あるいは委託しておる内容ですね。それから、その会社の資本金とか、それから職員数、従業員数ですね、そういったようなものを資料として出してもらいたい。気のついた以上の点、ひとつ委員長のはうから。

○委員長(田中一君) 郵務局長いいですか、いまの資料いつごろまでに。

○久保等君 できるだけ早く。

○政府委員(長田裕二君) 最初の収支状況の問題でございますが、実は総掛り費に關連して収入と支出がなかなかすっぱり出にくい点もございまして、直接郵便費の支出という形で整理させていただきます。

それから第三の運送委託の契約をしておる会社ですが、実はこれは非常に世界じゅうのかなりのおもな船会社とか航空会社とか——航空会社は大体外国の郵政庁ですが、船会社などがございまして、その出し方につきましては、久保先生のところに参りまして、さらにお打ち合わせをした上のことにさせていただきます。

○委員長(田中一君) 他に御発言もなければ、本件に對しては、この程度にいたします。

午後一時三十分より再開いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時五十分開会

〔理事光村基助君委員長席に着く〕

○理事(光村基助君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

郵便法の一部を改正する法律案について質疑を続けます。

○鈴木市藏君 まず大臣にお伺いしたいと思ひますのは、この郵便物の値上げという問題は、佐藤内閣の一連の物価値上げ政策の一環であるというふうに世上一般に受け取られていたわけですが、きわめて、何といひますか、政治的公害とでもいいますか、非常な迷惑をこうむっているのは国民であります。かつて国鉄の運賃、郵便料金が値上がりしましたときに、某新聞にこういう川柳が

出たことがあります。「ふるさととは遠きにありて思ふもの」というのが出ましたが、今度は国鉄の運賃が上がった、郵便料金が上がった、いよいよふるさとというものは遠くなった。特に、第一種、第二種の郵便物を値上げしたというところに、よって心にくいを打ったことになるということに非常に憎い政治であるという投書が某新聞に載っていたことがあります。この値上げムードをことさらに政治の政策として打ち出してくる、一体その根拠はどこにあるのか。いま世界各国もインフレ傾向に悩んでいるときに、まづ先に取り上げてその解決に当たられたたえはフランスにおいてもイタリアにおいても、物価値上げを抑制するということが全力をあげていた事実がありますが、日本政府に關しては、逆に政府みずから値上げムードをあおっているという政策をとっている根拠は一体どこにあるのか、この点をまず最初に大臣にお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(郵務一君) 御承知のように、物価抑制を非常に心がけておりますのは、御指摘のように、ことにヨーロッパに多い。それらの国でも郵便料金については相次いで値上げせざるを得ない状態になっている。結局、どの国で見ても、人件費というものが大部分を占めておるところで、人件費をどこまでも押さへなければいけません。このことは政策としてとり得ない。そうすると、その無理がどこかで起こってくる。昭和三十六年に値上げをいたしましたのは、これは当時の一〇〇%の急激な人件費の上昇で百億足らずの金額といふものはなくなりました。そういたしますと、郵便料金の引き上げというものは昭和二十六年以来初めて、十五カ年ぶりに行なつた。もちろん、公共料金を上げるということは一番最後に行なつたべきことでありますが、料金を上げなければ、そのために必要な給与を見ることができないう。この不合理というものは許されたいことである。したがって、私自身就任いたしましたら、電波法、放送法においては方針をきめながら、値上げについては最後まで他に方法がないだ

ろかと検討する途中においても、でき得る限り広く各方面の声を聞いたつもりであります。そして、その中で、これは決して郵政当局の名誉にやがせませんけれども、遅配、欠配、これは困る。とにかく、郵便は戦前までの水準に行つていない、これを何とか戻してほしい。しかしながら、いまお目にかけようような程度の料金の値上げについても、これはもう心理的な影響等ございまして、ございませうけれども、一般の家庭生活を営む方については、消費者物価指数等の示しておりますとおりに、それはどの国民生活に影響はない。したがって、声としての反対論ももちろん軽視をいたしませんけれども、それ以上に私は随所で何だか郵便の近代化、合理化を進めなければ、それに応じたものであるならば、それができるとを期待する、こういう御要望にございませう。なるほどだと思ひながら耳を傾けて、そして、このたびの料金の改定をいたしましたわけでございませう。

○鈴木市藏君 いまの大臣の御説明を聞いておりますと、人件費に食われるとか、あるいは近代化、合理化といったようなものに金がかかるのか、サービスの向上のためにやむを得なかつたか、という説明であります。それは政府が値上げをするときの提案理由の説明にあることであつて、私がここで聞いておるのは、そういうものがあるのかかわらず、なぜ値上げをしなければならぬものと値上げをしなくともいいものとの区別なしに、全体をひくくするめてこういうふうな値上げの方針案を出してきたのか、そこに問題があると思ふ。たとえば、あなたの出したやつたような立場で言つてみても、第一種は値上げの必要は現在でもない、第二種に若干の赤字が出ておる、つまり、それぞれの種目別の実情を見ても、値上げをしなければならぬというものとそうでないものとが区別されるにもかかわらず、一般的に郵便料金の値上げという形で問題を投げ出しているところに、この値上げ案の一つの性格があると思ふ。この具体的な内容については後ほど御質

問したいと思ひますけれども、いま言われたような理由によつても、必ずしも郵便料金のすべてにわたつての値上げを行なう必要はなかつたのじゃないか、この辺のところは、いまの大臣の説明では一般論過ぎて、当委員会として問題を具体的に追及していかなければならない性質から言つて、いささか抽象的過ぎるんじゃないかという感じがいたしますが、この点はどうか。

○國務大臣(郵務一君) 確かに、一種については、原価よりもよけいな料金をきめておる、しかし、お考えいただきたいのは、郵便事業というものは一種の特別会計、二種の特別会計でなく、一種、二種、三種、四種、今度五種を統合いたしました。それが寄りましたものが郵便事業なんでありまして、一種だけの郵便事業というものの特別会計、三種だけの特別会計というふうなものは成り立たないことは、当委員会の方々はよくおわかりのことである。それでありますと、われわれといたしましては、郵便事業全体として、確かに、過般も御指摘がありましたように、三種あたりで、もう少し直接経費くらいに近しいものにするべきじゃないかというふうなことは考えなければいかぬ点であります。しかしながら、全体としてこれが非常にほかのものまで加えて事業会計を見ようとするなら別であります。同じ郵便であります。その中で、たまたま今度一種と五種をひとつ統合いたしましたけれども、お説のように、一種の特別会計、二種の特別会計、三種、四種、五種の特別会計というふうなものはできやうがないのであります。そうすれば、郵便事業全体としてどう考えてみるか、一種については、確かに国民の御負担よけいにかかりますが、今度二十五グラムに上げましたし、場合によりましては、いままでよりもかえつて格安になる、そうして特に航空機などを使つての送達もいたすので、サービス全体の上で、それが妥当かどうかという御判断も国民にお願ひしなければならぬことである。そういう点について私どものPRがなお不十分な点がございまして、その点は指

図もいたしておりますが、別々に考えて、そうして、それぞれでそろばんを合わせていくようにという、御説明ではないと思いますけれども、事業会計を持ちます上では、とうてい考えられないことというぐあいには御理解願いたいと思います。

○鈴木市蔵君 今回の値上げの理由として、今後のつまり郵便物の取り扱ひ物数の推移の問題について、その数字が出ておりますが、この数字の根拠は一体どこから出てくるのでしょうか。この数字の根拠というものは非常に疑惑に包まれている。むしろ、科学的な根拠というものはないのでないかという疑問さえ感ずるものですが、これをひとつ具体的に御説明願いたいと思います。

○国務大臣(郵務一君) これは確かに、郵便物数の傾向というものは、まことに一つのむずかしい問題でございます。私はよく日本の郵便物数のことを考えますと、日本国民の所得の問題と似たような考えを持ちます。人口が非常に多ございます。全体の物数を見れば、現に九十六億通、すでに百億通に達する。しかしながら、一人当たりになると、ぐっと減ってくる。それで、百億通をこす程度の郵便物を扱う国で見ると、確かに郵政審議会で考えられたように、鈍化の傾向を来たしている。郵政審議会は三・五％と考えられましたが、三％程度鈍化を、アメリカにいたしたとしても、イギリスにいたしたとしても、いたしておる。そうすると、その程度のもをとりえたとはいえ、確定ではないかという見方がございます。しかしながら、一方、ちょうど私が先ほど国民所得と申しましたようなぐあいに、一人当たりの物数になると、著しく日本は低い。ことに世界的な傾向として、はがきというよりも、封書で、信書で出します場合が——それは人に読まれないような封書で扱いますことが一番普通でございます。しょう。その占める比率というものは非常に高い。そうして、日本ではとにかく一人当たりの通数が少ないだけに、三十六年でございしたか、七・六％、従来も五％の下になったことはない。

こういうような傾向をたどって今日に至っております。そういったと、三・五％という郵政審議会の見方はいかにも低いのでございます。合理的な根拠と申しますよりも、これは一体国民が何通書くことが日本国民の生活として普通であるかということ、この見当がなかなかつかないものでございします。しかしながら、三十六年度では対前年比七・六％、三十七年度は五・七％に至ります。と、とにかく七％、六％程度の漸減をいたしておるが、その程度を維持してゐる。そういたしますと、四十一年度で料金の改定によって幾らか物の減るのを見ましても、四十一年度は特殊な現象である。四十二年でそれが復活して、四十三年度で従来の七・六％ないし五・七％という実績をおくならば、平均五％ということはず統計的に見て正しいのではないだろうか。やや手がたくは見ておりますが、その程度の手がたさは維持できるものと、そういう考え方で政府案を考えた次第でございます。

○鈴木市蔵君 政府案二八・八％値上げという一つの基礎は、年率五％の増加ということを基礎にされた、こういうふうに理解してよろしいのでございしますか。

○国務大臣(郵務一君) 二八・八％の値上げをいたしますならば、それによって、ただいま申しましたような四十三年度以降平均五％という物の増加を一方で期待しながら、五カ年間の収支の見込みが立つ、こういうぐあいに御理解を願いたい。

○鈴木市蔵君 そういたしますと、政府原案の基礎になる物数の推移ですね、五カ年間五％というこの推移と答申との間にずいぶんの開きがあると思ひますが、これは一体どういう原因でこうなったのですか。

○国務大臣(郵務一君) こまかいことは郵務局長からお答えいたしますが、先ほど申しましたように、郵政審議会は非常に御苦心をいたさまして、ことに現実に四十年の実績赤字五十六億を持つた予算を見て、そうして、悪い条件というものを考えながらいたしたときに、先進国の物の

の三％というところで大体安定をしておるといふ状態で見られた三・五％というのは、私はものを手がたく見るといふほうであれば、一つの見方だと思ひます。そういう見方に立てて郵政審議会は判断をされました。私はその判断が間違っているとは思ひません。しかしながら、国民に公共料金として御負担を願う場合においての政府の判断としては、実際期待できる物のほうを土台にすることが、これが当然でございまして、安全率だけを見てもとるわけにはいかない。でありますから、期待できる物でありますから、これは郵政職員全体の非常な企業への努力というものを期待いたさなければなりませんけれども、従来の経験から期待できる数字を土台にするということは、これはこうした公共料金の決定の際に当然とらなければならぬ態度である、その態度の違いとお考えいただきたいと思います。

○鈴木市蔵君 それはちよつと受け取りかねる御答弁だと思ひます。郵政審議会のほうの答申は手がたく見て三・五％、これにはこれの理由があるんだ。しかし、政府としては公共料金の値上げというふうな意味合いもかねて、それを五％というふうな数字を若干ふくらませて原案なるものをつくつた。そういういたしますと、数字の根拠というものは科学的なものではなくて、政治的な数字だ、こういうふうな受け取つても差しつかえございませんか。

○国務大臣(郵務一君) 数字に科学的も政治的もないんです。郵政審議会が言いましたときには、私がさきで説明したように、ただ手がたくというのじゃなくて、先進諸国の物数百億以上に達しておるところは三％で落ちついておるから、外国の例をとりますということを言うておるのです。郵政審議会は、それは一つの理由です。しかし、外国の例をとるよりも、日本の実際の数をとるべきではないだろうか。ただの手がたさだけではない。外国で百億通をこえるところの諸国の例を見たと、ありまして、それが別に科学的というのでもなくて、現実の数字をとらえたのです。

しかしながら、それは外国の現実の数字でありますから、われわれは日本の実際の物数をとらえたのであります。これだけあります。別にどっちが科学的で、どっちが政治的というのじゃなくて、ただ、ありのままの経験としてあらわれてくる経験上の数字というぐあいに御理解を願いたいと思ひます。

○鈴木市蔵君 これは意見の分かれるところですが、私は、郵政審議会に郵政当局が資料を全然渡さないで、また、十分な説明もせずに郵政審議会が独自に自主的に三・五％という数字をはじいたとは理解しがたい。いままでのこういう審議会の諸過程を見まして、当然そこには今日までの物数の変化の数字——外国の例は一つの参考でしようけれども、日本の郵便料金を決定するのであれば、日本の実情について審議会が結論を下し得るに足る資料、並びに説明はしたと思ひます。それはなかったのですか。どうして審議会が外国の数字を持ってきた三・五％の根拠にしなければならぬような羽目におちいらざるを得なかったのですか。そのところがよくわからぬ。

○国務大臣(郵務一君) 羽目におちいるとか、おちいらぬとかおっしゃいます。そうではなくて、あらゆる材料をさらけ出すのです。審議会にあらゆる材料をさらけ出して、そうして委員の皆さんで数字をおとりになる。実際の傾向の数字もお目にかけました。そうして、それは審議会です。から、外国の例も、いろいろな材料も出せとおっしゃるから、それはそのまま出します。出します。しかし、その御判断のところは審議会がやる。ほかの審議会でもそうだと思いますが、郵政審議会のほうを、ある意図をもって引張るというなことはいたしませんし、それから私も、十分違った角度から考えてくださることは正しいわけですから、いろいろ御要求のあった材料を出してみます。外国の先進国というところは語弊がありますが、百億通以上の国の例などをとられるのも、これも一つの考え方だと思ひます。思ひますけれども、決してどっちでなければ

ばいけないというようなことも考えておりません。ただ、私どもは、やはり実際に国民の方が出てきてくださる数字というもののほうが実情に合うだろう、こういう判断を下しただけでございます。したがいまして、郵政審議会も幾つかの案を、おこしらえになって、こういう考え方もある、こういう考え方もあると、おこしらえになれば、長い目で見ればどこかで日本の郵便というものも、百億通をこす多くの郵便を扱っている数のパーセンテージの安定した水準にいくであろうというようなことは私どもも考えます。しかしながら、いまの目の前の問題としては、かつ、郵政審議会が一つの案としておまとめになりましたときに、そうした比較的低い数値をおとりになった。これは私もそれなりのお考えであつたろうということを申ししておるのでございまして、そのことの別に価値判断をどうするということ種類のものではなからうと思つております。

○鈴木市藏君　そうすると、まあ郵政審議會の出した答申というようなのは、別に価値判断の材料にならないというようなことになるわけなのですけれども、いまの大臣の答弁から言っても、私はしかし、おかしいことがそこにあるのではないかと思う。審議會が答申をしたのはたしか十二月の九日だったと思うのですが、郵政省はその前に昨年の十一月二十七日だと思いましたが、郵便料金の値上げ案を公表しておるわけですね。これは一体その間の事情はどうなのですか。この十一月二十七日のときに郵政省自身が出した値上げ案の数字の根拠となるべきいま申しました数字の根拠がやはり五％だったのですか。

○國務大臣(都祐一君)十一月二十七日には、すでにその前に十三回くらい郵政審議會をなさいました。それで答申と同じような案を当時の小委員長から私のところに御報告がありました。書面でもよろしいが、書面の煩を省いて口頭で言うからということでした。それから郵政審議會の資料——當時は郵政審議會の資料だけをものといたしまして、經濟政策會議を開きまして、

その経済政策会議の席上、こういう大体の中間報告をいただいております、したがって郵便料金はどうしても値上げせざるを得ない、そして値上げせざるを得ないということ、値上げの幅はでき得る限り低位に抑えていく、これだけを十一月の二十七日には決定いたしました次第でございます。

○鈴木市藏君　だから、そのときに、十一月の二十七日に料金値上げ案を公表したわけでありますから、そのときには、一体見込み数字というものの比率はどうであったかということを知っているのです。

○国務大臣(都祐一君) そのときには、ただいま御説明しておりますような数字はございませんでした。それが決定いたしましたのは一月十一日の郵便料金の正式決定の閣議の際であります。先ほども申しましたように、十一月二十七日には素材といたしましたいろいろな説明はいたします。いろいろな説明はいたしますけれども、素材としては、郵政審議会の中間的な御報告はこれこれであるから料金の値上げをせざるを得ない、しかし、各種の公共料金がおっしゃるようないろいろな上がるときでありますから、できる限り低位に押える、こういうことだけをきめました。したがって、そのときの数字というものは、閣議で決定いたしましたときには、数字というものはございませんでした。

○鈴木市藏君　したがって、この値上げの根拠になるべき物数の推移の比率、この数字は十一月二十七日のときには検討されなかった。しかし、値上げは必要だということだけを先にきめたと、こういうふうに、まあ大臣もうなづいているようですから、そういうふうに考えますが、そういたしますと、つまり、値上げ案なるものを先にきめて、これにつじつまを合わせるためにいろいろと数字を工作したというように一般的にとられても、いまの説明ではやむを得ませんな。当然こういう公共料金を値上げするには値上げるに足るところの資料がすべて公表をされて、しかる後に政策を決定するというのが普通のたてまえです。

が、まず値上げというものを先にきめて、それに数字をあとから追っかけていくということは、私が先ほど申したように、この数字には科学的な根拠がない、いわば一種の腰だめの数字です。こういうような質問者の根拠をくつがえすに足るような御説明とは受け取れませんが、そう理解してよろしゅうございますか。

○国務大臣(郡祐一君) 御理解なさるのほかつてですけれども、私の申し上げておりますのは、どういう郵政審議会の資料をとつても、私どもの資料をとつても、どうしても郵便料金値上げをせざるを得ない。このことはお察しいただけると思ひますが、十一月二十七日という時期は、郵便料金を値上げすべきか、値上げしないほかの方法でとにかく四十一年度の予算を組まざるを得ぬかという境のときであります。そうして、いかなうな資料をこしらえても郵便料金の値上げをせざるを得ないのだという事実のはっきりした状態でありまして、それで、あとはやはり正式な郵政審議会の御答申をいただいて、そうして政府の部内において関係機関の間で検討をいたして、そうしてきめるという、ごくあたりまえの順序を踏んだと、こういうことで、ごく平らかにずっと普通の順序をいたしましたが、何ぶんにも、私が就任いたしました郵便料金というものに取り組み始めまして、他の国鉄の料金等に比べますと、確かにその間の期間が短うございました。短いために、一つ一つのステップをわりに短い時間に縮めざるを得なかつた。ちょうど予算の編成期でもありますために、そういう手順になりましたので、それだけのことでございまして、したがひまして、郵便料金の値上げというものがどういう推移でしたかということは、一月十一日の閣議決定の際の数字が政府の判断であると、こういうぐあいに御理解いただきたい。

○鈴木市藏君 政府の判断は、確かに一月十一日の閣議決定でありますね。それはわかりました。しかし、その一月十一日の閣議決定に至るまでの間に、物数で、絶対数の物数の比率もあれやこれ

やととにかく変わったという事実だけは、あなたも認めるわけですから——認めざるを得ないわけだ。事実で出ているのです。私はその数字をいままここで読んでもよろしゅうございますけれども、答申の場合には、昭和四十年度的見込み物数が九十六億通だろう、四十五年度には約百十六億通であらうと、年間増加としては四億通だ、こういうことが出ているわけです。ところが、郵政省自体が出した数字によれば、それとは違っているわけですね。四十五年度には百二十二億になる。そうして年間増加は約五億通だ。年間増加が一億違うということはたいへんなことです。ですから、こういうふうに郵政審議会がみずから独自に数字を出すということは、これは不可能なことだと思つてすよ。やはり郵政当局から出された数字に基づいて検討した審議会の見込み数と、郵政当局みずからが出した数字とが、一カ月かそこらの間にこういうふうに通つてきているという事実は、私は値上げ案が先に発表されたあとで数字の問題をあれこれといじくつた結果、こういうふうに一カ月もたない間に年間の増加が一億通もの差が出たという事になる。これは推移を見れば、具体的な数字が変化をしてきた推移を見れば、そういうふうには言わざるを得ないと思います。しかし、それだけではございません。これは郵務局長を目の前に置いてたいへん失礼でありますけれども、あなた自身が衆議院で答弁なさつた四月七日の速記録の一節を取り出して見ましても、いかにこの伸び率の数字について自信がないかということがうかがえるわけです。「四十二年度対前年比四・五％を底にいたしまして、四十三年度以降〇・五％くらいずつ持ち直していくという見方をとっている次第でございます。」これだと四十五年度六％になるわけですね。郵務局長です。これは衆議院速記録のナンバー二十、ページ五に出ているあなた自身の発言です。ですから、この数字の問題については、こう修正され、訂正されていったという過程がずっと出ているわけです。これはどういうことですか。ですから、このことについて

は、先ほど大臣もおっしゃったように、閣議決定以前の資料と、またその後におけるところの資料との間に、そういう政治的な考慮に基づく操作が行なわれたのじゃないかという疑問を持たざるを得ない。これについてひとつ御答弁願いたいと思います。

○政府委員(長田裕二君) ただいま御指摘になりました速記録、四十三年度五、四十四年度五・五でございすか、四十五年度が六%になるというお話でございましたが、もしそういうふうにご書いであるのでしたら、私が答弁いたしましたのと少し違っているのじゃないかと思ひます。私は、四十一年度対前年比四・五、四十二年度対前年比四・四、四十三年度対前年比四・五、四十四年度五・五でございすから、もしそうならお答えしたつもりでございすから、もしそうならお答えしたつもりで、それはどこか行き違ひがあったことだろうと思ひます。

先ほどのお話の郵政審議会で答申した際の裏づけになってゐる数字と、それから二八・八%政府案決定する裏づけになってゐる数字の食い違ひでございすか、大臣、先ほどお答え申しましたように、実はまあ四十年当予算五十六億円の不足というものを背景にして、今後どういうふうな事業取支というのを見込んでいくかということについての郵政審議会の御判断の資料、私どもも当然ある程度参画しましていろいろのものを出したわけでございます。その際、選挙郵便を除いた国内郵便の増加率をずっと数えてまいりまして、三十六年度が七・六%、対前年比です。三十七年度が七・四%、三十八年度が六・七%、三十九年度五・七%、そういうものを経過しまして七・六、七・四、六・七、五・七というふうなものを経過しまして四十年度を迎えたわけでございます。年度当初の四月一六月の郵便物数、これを前年度と比較いたしますと五%になかなか達していない、四%台のような状況でございます。

そこで、今後の四十一年度以降の推移を見ます

るのに、外国のたとえばアメリカ、イギリスは、ともに過去六年間の平均伸び率が二・六%でございす。それから、ドイツが三・四%、フランスも、これは統計上のあれを別にしますと、やっぱりそのくらいのことではございまして、そういう国々は伸び率でいへば三%前後になつてゐる。日本の郵便というものは、だんだんもう戦後の復興あるいは経済成長を経由してそういう段階に入ってきたのではなからうかという気持ちで、私も、それから委員の方々にも相当ございまして。あまり甘く見ても事業の今後の収支を危うくすることにもなるというところも若干配慮は、これはある程度配慮はもろんされまして、そういうただいま申しました外国が三%前後、日本も七・六から始まって五・七まで下がってきて、しかも、年度当初の数カ月は四%台だといふことを背景にしまして、四十一年度はおそろく対前年比四・五くらいになるのじゃないか。それから、さらに四十二年度が四%くらいになり、四十三年度以降は、日本は外国と違ふからまだ一人当たりの郵便物数もかなり低いところにもありますので、その傾向からいっても、おそらく三・五くらいのところを底にして横ばいくらいに――悪くても横ばいになるんじゃないかというふうな考え方をしたわけでございます。その後、政府案の決定はまあ一月でございすか、そのころまで手元に集まりました数字、大体十月ころまでの郵便の物数を見ますと五・四――五%くらいのとこ

ろまでずっと少し戻ってきております。全体の景気や、いろいろな世の中の流れはまだ下がっているものが多い中で、大体五%台のところ、五%強のところ、三十九年度の五・七よりもまだ下がっている。最近推計いたしましたところでは、結局、四十年度は前年比五・三%の増加ということになったわけでございます。五・七から五・三くらいのところへ来ている。しかし、予想よりも少し強目になってゐるということでございます。

したが、いまして、今後の四十一年度四・五という

面は、これは予算の作業とも関連しまして、大体そこらが妥当だろうといふことでできたわけでございます。それに若干の利用減などを見込みまして、四十二年度については、なかなか見方がむづかしいところではございすか、私も事業改善のための努力、あるいは近代化のいろいろな施策というものが、四十一年度の後半からだんだん展開されますけれども、それがほんとうに事業に定着し、実を結ぶのは、おそらく四十二年度中ではなからうかと、それが一般の認識もあり、郵便に対する信頼を回復し、物数にもあらわれてくるというのには四十三年度ころからではなからうか、四十二年度の四%を底にしまして、四十三年度四・五、四十四年度五、四十五年五・五というふうな、ほぼ五%台まで戻ることが確実ではなからうか、そういうふうにご考えたわけでございます。その食い違ひの問題は、一つは、先ほど大臣も申しましたようなこと、それから四十年当の落ちち方がわりあい激しかった、その後かなり持ち直してきてゐる、そういう状況などが背景になつてゐたわけでございます。

なお、先ほど大臣から申しましたが、一人当たりの物数が、アメリカの三百数十通、日本の九十通といふようなこと、あるいはフランス等が百五十通をそれぞれこえてゐるということも、これは最初の若干固く見ると申します段階では、やはり生活様式も相当違ふので、日本では電話が先に発達してきた。で、しかも、郵便の相当の混乱といふものもあって、その間に電話が非常に発達したといふことなども相当考慮しなければならぬといふふうな考え、その考え方の程度は少し持ち直してきました場合に、ある程度やはりまだ底力がある、若さを相当残してゐるのだ、われわれのやり方によれば、郵便事業というものは、相当回復できるのだ、そういうふうな見方、そこらの若干の気持の違ひといふものがあることは、まあいふまでもないと思ひますけれども、そういうふうな事柄を背景にしまして算定したわけでございます。

○鈴木市蔵君 私先ほど衆議院の速記録で申し上げたのは、あなたは四十二年度対前年比四・五%を底にしまして四十三年度以降〇・五%くらいずつなっていくといふことを答えてゐるわけですが、そこまでは答えてゐる。したがって、あなたの計算はそのまま算術的に引き伸ばしていけば、四十五年度は六%になる。四十五年六%になるというのには、私の見方で、速記録に載つてゐるわけではございせん。しかし、私は、この見方も非常に根拠がない。私も、日本郵便の一体伸び率をどう見たらいいか。これは私は専門家ではございせんから、もし皆さんのおっしゃつてゐることが正しければ、私もそれに従ひたいと思ひますが、私も考える場合には、やはり過去十年間あるいは過去五年間、少なくともその推移を見て伸び率をきめるといふのが妥当ではないか、こういう形で見てみますと、おたくで出された資料に従つても、十年間の年平均は七・五%近く伸びてゐます。七・五%の伸び率を示してゐます。最近五年間をやつてみても、七・二%の伸び率を示してゐる。これは少なくとも過去五年間ないし過去十年間の実績に基づく伸び率ですから、この伸び率は今後五十年間においてもそう大きな変動があり得る数字ではないと考えるほうが私は常識的だと思ふ。妥当だと思ふのです。そう見るべきだと思ふのです。で、なぜ一体、答申の段階で三・五%という数字が出たのか、あるいはまた、一月段階でも、先ほど大臣が答弁なすつたように、五%という低い数字が出たのは、おそらくは三十九年度の落ち込みですね。三十九年度の落ち込みが一つのよりどころになつてゐたのではないかと思ひますが、三十九年度の落ち込みは、確かに四・二%前後で伸び率は落ち込んでゐますが、一体四十年度はどうですか。もうすでに五月の半ばですから、四十年度の私は物数も、また伸び率も出てゐることだと思ひますが、四十年度はいかがですか。

○政府委員(長田裕二君) 先ほどの衆議院の速記に、もし四十二年度が対前年比四・五%というふ

うに出ていたのなら、私の言い違いだったと思います。先ほど申し上げたとおりのことを私どもは考えているわけでございます。

それから過去十年間あるいは五年間をとってみても、七％をこえる増加率ではないかというお話でございます。それにつきましては、私どもは、終戦後非常に郵便物数が落ちましてから、一人当たりになりました。総体としても非常に落ちましてからの回復率というものが、これが相当な率でございます。戦後の復興と、それから日本経済の異常な伸びというものと、やはり相当結びついた数字であると思われまして、先ほど申しましたように、三十六年度七・六から三十九年度の五・七まで下がってまいりましたのは、単に景気が悪くなったということばかりでなしに、三十六年度から一貫していろいろな起伏があったかと思ひますが、一貫して私が申し上げるのは、選挙とそれから外国郵便を除いております。お手元の資料と若干食い違っておりますが、そのように数値を省いたほうがよいという見地からそれを除いたりしておりますが、そういう形から見ますと、単に景気が悪くなったというばかりでなしに、日本の郵便がだんだんそういう方向に來たと考えざるを得ないというふうに私も考えるわけですから、ただ、その程度をどこまでこれから落ちていくのかという考え方で、時点とともに少し考え方が変わったというのが実情でございます。

○鈴木市藏君 あなたの、これは衆議院の速記録にちゃんと書いてある。「現在私も考えておりますのは、政府の景気対策あるいは物価対策等もからめまして、四十二年度対前年比四・五％を底にいたしました、四十三年度以降〇・五％ぐらいつつ持ち直していくという見方をとっている次第でございます」とちゃんと書いてある。まあいいですよ。これはこういう衆議院の速記録をもって質問しているのですから、そういうあなたの言い違いならそれでよろしい。

しかし、私の聞いているのは、こういう、つまり過去十年間の実績を見て七・五％、あなたのほうはパーセンテージは出ているのですから、それはすぐわかることなんです、計算すれば。過去五年間七・二％、この実績をあなた方は今度の答申においても、値上げにおいても、この率をほとんど無視とまで言わないのだけれども、重要な資料にしてはじき出さなかつたということが私にはわからない。だから、私は四十年の見込みはどうかと聞いているのです。確かに三十九年度は落ち込んでいます。しかし、三十九年度はどういう事情で落ち込んだのかは、いろいろそれは検討を要します。三十九年度には一般的には選挙もなかった年でありまして落ち込んだのでしようけれども、四十年の見込みです。もし実績がなければ、見込みでもけっこうです、出してください。

○政府委員(長田裕二君) 三十九年度の落ち、先ほど私が答へるのをちょっとそのまゝあれしました。三十九年度の落ち、対前年比四・二％——なまの数字では四・二％が出ております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、三十八年度に統一地方選挙がありました。普通、郵政省が自治省等から繰り入れられます形式上の選挙郵便物、ことがあまり適切じゃありませんが、繰り入れられます選挙郵便物の関係の物数、それが、繰り入れられ、非常に選挙に關係したと思われる郵便が出た。ことが適切でなかつたらまたあとで訂正いたしますけれども、そこらにある程度修正して数字を申し述べたわけでございます。なまの数字で申せば、三十八年度対前年度比八・一、三十九年度は逆に前の年がふえましたために四・二となつております。修正いたしました考えますと、三十八年度が六・七、三十九年度が五・七というふうにやはり漸減の傾向をたどつておる。それから四十年でございまして、これは実はまだ確定的な数字までとまっております。これは、ちよつとあと一カ月余りかかると思ひますが、現在のいままで集まりましたものの二月末までのものを推計しまして、例年の二月比対三月比を加えて計算いたしますと、大体五・三％くらい

になるのではないかとこのように考えております。

○鈴木市藏君 私の質問は、四十年の見込みですが、あなたはいま五・三％とおっしゃつた、これはおかしいやございせんか。たとえば、あなた方が出した数字からはじいてみても、五・三％という数字は出てきません。資料から見ただけ、それは三十九年度が八十八億通、四十年の見込みが九十六億通と出ているじゃないですか。この数字から逆算したつて、あなた、もうパーセンテージは出るわけですか。——答へる前に、私の出したパーセンテージを聞いてください。三十九年度は八十八億通というのは、これは実数です。四十年が九十六億通というのは、これは見込みです。この差額をあなた、パーセンテージに直してごらんないかい。八・七％という数字が出るじゃないですか。四十年はすでに物数に於いてそういう見込みをしているのですから。したがつて、四十一年度四・五という数字の根拠というものは全くないのです。ないと言わざるを得ない、四十年がこうなつていますから。だから、三十九年度は若干落ち込みましたが、四十年は持ち直した、少なくとも八％の上昇率というところまで持ち直した、こう見るべきだ、どうですか。

○政府委員(長田裕二君) 三十九年度八十八億通といふのは、これは有料だけの累計でございます。そのほか無料郵便物、内部で事業用に使用いたしますものが二億通余りありまして、しかも、四十年におきましては、当初の予想九十六億通でございましたが、現在推計いたしますところでは、九十六億通を少し割つております。しかし、その割つた数字だけでは大きな率になりませんで、一番の食い違いは、無料郵便物を入れた数字と入れない数字の食い違いでございます。

○鈴木市藏君 無料郵便物を入れた数字と、無料郵便物を入れない数字というのは、あなたたちの資料の中でちゃんとその区別が出ておりますか。

○政府委員(長田裕二君) この郵便法の一部を改正する法律案につけました資料についております

のは、ここに「年度別引受郵便物数」カッコして「有料のみ」というあれが書いてございます。五六ページでございます。それから、別途お手元に差し上げました資料のBでございまして、Bの二ページのところにございまして九十六億一千六百万通、これは有料、無料合わせた数字でござい

ます。

○鈴木市藏君 そうすると、四十年の見込みの物数は、有料、無料を合算して、三十九年度の場合には無料を除いた有料だけの数字だと、こういうことですか。

○政府委員(長田裕二君) 仰せのとおりでございます。

○鈴木市藏君 そうすると、有料と無料というこの区分けを、四十年の、どうして見込みのときにおやりにならなかつたのでしょうか。

○政府委員(長田裕二君) 確かに、統計の面で絶えず同じ種類の数字だけを、同じ種類の分け方のものだけを出すことが望ましいとは申せるわけでございますが、従来、使用道によりまして、無料郵便物は、作業の面などからしますと、無料も相当入れて計算しなければならぬ、外部からの収入というものを一つのねらいとする場合の統計としては、有料の物数というものが非常にものを言うという、そういうようなこともございまして、内部の統計といつたわけでも、有料、無料二通りの数字が出ていたわけでございます。

○鈴木市藏君 この二通りの数字という使い分けは、非常に私はくせ者だと思ひます。要するに、数字を修正する、あるいはパーセンテージを修正するときの操作の材料に使われている。四十年は九十六億通というものは、あなたがたのほうから出されてきた数字で、その数字は、われわれに示されているだけでなくて、審議会の資料の中にも示されている数字ですよ。これは見込み数だ。これでもって推定を当然すべき性質のものなんだが、この中にも有料と無料がある、こういう区別をされて、しかも、無料がふえてくるならば、実数、訂正パーセンテージが変わってくる、

こういうふうな御答弁で抜けられているようでありまうけれども、やはり当然統計を比較してものごとを見る場合に、有料、無料、それは、見込みの場合であろうと、実績の場合であろうと、ぴちちと出すべき性質のものだと思ひます。それで、もしあなたのほうでそれほどの有料と無料との区別においてパーセンテージが変わるといふのならば、実績において、じゃ、昨年の八十八億通の中に無料はどれだけか、本年度の九十六億通の中での無料は一体どれくらいになるのですか、実数とパーセンテージをあげてください。

○政府委員(長田裕二君) 三十九年度につきましては、八十八億三千三百万通の有料のほかに、無料が二億八百万通あったというふうな考へております。

○鈴木市蔵君 それを修正するとうなりまうか。

○政府委員(長田裕二君) 率はちよつといふ手元にはありませんが、三十八年度以前につきましては、無料の数が相当入つておるわけでございます。四十年度の無料郵便物の推計は二億一千三百万通でございます。

○鈴木市蔵君 修正数字になると幾らになりますか、パーセンテージの修正は。

○政府委員(長田裕二君) パーセンテージはちよつといふありませんが、ただこれは当初の見込みでございますので、先ほど申し上げましたように、四十年度は総体で実数の推定は九十五億二千百万通に減つております。当初の見込みより少し落ちております。

○鈴木市蔵君 それは二月現在でしよう。

○政府委員(長田裕二君) そうです。二月現在で三月の分を推計して加えた数字でございます。

○鈴木市蔵君 しかし、いずれにしても、この無料と有料とを問はず、取扱ひ物数ということに基づいて郵便物の推移を見るときに、これを基礎にして間違ひございませぬ。無料がふえるとか減るとかいうことに応じて郵便物数の推移をパーセンテージに出すということよりも、取扱ひ物数を基礎にして郵便物の推移を見るときに、これが統計としては正しいですね、これは念を押しておきます。

○政府委員(長田裕二君) 郵便物総体ということの特にはつきりしました場合に、無料が入ることは当然でございます。ときに、私も内部で有料の統計がございまして、たまたまこの資料に添付いたしました際に、有料のものをだけを出したものは、ただいまのような御論議を招くことにもなりましたので、あまり適切ではなかつたという反省はしております。

○鈴木市蔵君 まあこれ以上数字をあげての伸び率の論議をしてもしょうがないので、私はこれで次の問題に移りたいと思ひますが、私は、この伸び率は、全く伸びたり縮んだり、きわめて政策的な、何かそういう意図があるのではないかということに疑わされるような、自信のない伸び率だと思ひます。時間があれば、私はその伸び率を、それぞの第一種から五種に至るそれぞれの伸び率の実際の数字を聞いてみたいと思ひますが、おそらくそれはなかなか明らかなにはできないだらうと思ひます。ですから、もうこの数字の根拠についてはこの辺にして、次にお伺ひしたいのは、具体的内容です。料金値上げに関する具体的な内容の問題です。で、それは、非常に郵便物は、郵送は改善されたといわれておりますが、依然として遅配、延配といったようなことが行なわれておるわけですね。郵便労働者の、私は全通労働者の御苦勞に対しては感謝してゐるものでありますが、實際こういうふうになっていると、こういうときにこの値上げがされるわけでありまして、これは皆さんに申し上げるのには全く釈迦に説法のようなことでありますけれども、どうして、つまり値上げについて先ほどの質問に戻りますが、それぞのつまり郵便物に応じて値上げの状況が、要するに黒字、赤字の状況が変わつてゐるにもかかわらず、黒字のものにもあつて値上げを行ない、赤字であるべきものに対してはさほど大きな値上げをしないので済ませるといったような、そういう

種目別値上げに関する具体的な根拠というものが非常に乏しいのじゃないか、今度の値上げについて見るならば、それで、むしろ大衆課税的な性格を濃くしているのじゃないかという疑問を持たざるを得ないのであります。つまり、種目別値上げの内訳ですね、またそれをあなた方が持ち出した根拠について御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 最初に、今後何年間かの期間を見込みまして、その期間中に現在の料金でどの程度の収入が入るか、それから支出はどの程度になるか、その支出にまたどういふものを見込むべきかというふうなことが当然検討されるわけでございます。その差額を値上げによる財源に求めたわけでございます。その差額を充足することを値上げによる財源に求めたわけでございます。総体といたしましてどの程度まづ足りないかということでございますから……。

は、郵政審議会の答申等もございまして、二十六年以来の料金の経緯を考へてみますと、低料三種については二十六年から三十六年の値上げまで一円であつたわけでございます。これはまず三円くらいにとどめるべきではなからうか、将来の方向というものは別としても、現在の段階では三円くらいにとどめるべきではなからうかというふうなことからきめたわけでございます。あと四種につきましては、御承知のように、盲人用では当然そのまゝ据え置き、通信教育についても、これもいろいろな事情から据え置くのが妥当だといふような結論が出てまいりました。学術雑誌については、百グラム十円というふうなところにしてはどうか、書籍小包につきましては、いま小包は一般に地帯別の料金をきめておりますが、全国各地の書籍購読者が同じ負担で書籍が手に入るといふことも相当意義が深いといふような観点から、均一性の料金で、わりあい重量の刻みもこまかく割つていくのが妥当だといふようなことで、それぞの料金がきめられました。しかし、結局総体として要する金の量というのを考へますと、二種、三種、四種、書籍小包等々の料金がそういうふうにならされてまいりますと、不足の金額は、一種あるいは従来五種、それから書留、速達その他の特殊料金、そういうところからかぶせるのはやむを得ないのではなからうかといふようなことで、ごらんのような料金に決定されたわけでございます。

○鈴木市蔵君 いろいろの御説明がありましたけれども、国民が今度の郵便料金の値上げを身近なものとしておこつてゐるのは、つまり総体としては二・八・八の値上げだと言つてはいるが、大衆の負担すべき、要するに、非常に広く一般的に大衆が利用してゐるものの値上げの率が非常に多いわけですね、十円が十五円になるんですから、はがきの場合には四〇%の値上がりになるわけですね。今度は速達の場合を見てみますと、従来四十円のもののが今回値上げになると六十五円になる

わけです。これは六二・五%の値上げになるわけです。はがきを今度速達で出しますと、いままでの三十五円が五十七円になりますから、六三%の値上げになるわけです。つまり、封書とか、はがきとか、あるいは封書の速達、はがきの速達といったものの値上げが、総体にしてみると六〇%近くになっている。ところが問題なんです。だから、値上げ全体は総体として見れば二八・八%かもしれないんだが、実際に大衆生活に密着した部分の値上げは、二八・八%ではなくて、五〇%にも六〇%にもなるというところに問題があると言っているんです。これをきめた根拠はなぜかというのを質問しているんです。こういうことにならざるを得ない、大衆負担が加重してくると、これを質問しているんです。これに対するお答えを願いたいです。

○政府委員(長田裕二君) 先ほども申し上げましたように、二種、三種、四種あるいは書籍小包の扱い、学術用刊行物の扱い、そういうようなものを若干政策的にも考えなければならぬようなものがだんだん固まってきたりして、結局残りの不足額が一種あるいは特殊の料金にかかってくるという状態ではないかと考えています。ただいまのはがきの速達というものは、なるほど、仰せのように、相当大衆的なものでもございまして、中での利用のあらから申しますと、高くなりまして速達等につきましては、実は一、二種の送達につきましては、御承知のように、航空搭載その他の方法によりまして相当改善されてまいります。書留につきましては、実は私どもの口から申しますとたいへんあれでございまして、最近送達が比較的改善されてまいりました。実は書留郵便物の増加率というものは、四十年は三十九年度からほとんどふえておりまして、横ばいの状態でございます。従来相当ふえておりましたのが、全く横ばいになり、速達について、今後そういうふうな一般の送達がかなり改善されるにつれて減らし得る。利用者の立場からまた別の御意見もあらうかとも思いますが、

全体が改善されるという中で速達の必要性というものは、相対的にだんだん減ってくる、そういうようなことも考えますと、必ずしも、ただいまのお話のように、利用者大衆の負担が非常に、特に重くされておるといふふうには私どもも考えておらないのでございます。

○鈴木市蔵君 ずいぶんあなた自信のない答弁ですけれども、私は具体的な数字でもってパーセンテージを示しているんですよ。総体二八・八%の値上げだっているんだが、封書は五〇%値上げだし、はがきは四〇%だし、封書の速達は六二・五%だし、はがきの速達は六三%の値上げになる。要するに、大衆が利用する郵便物の値上げの率というものは、二八・八%ではなく、五〇%から六〇%になりますよと、具体的な数字ですから、これについては否定のしようがないはずだと思ふんです。それで、これを否定してみたいところでは、これは具体的な数字を否定することになって、これでは済まないと思うのですから、これを認めざるを得ない。なぜそういうふうにならざるを得なかったのかという根拠を聞いています。

○政府委員(長田裕二君) 先ほど私は二種ないし四種あるいは書籍小包について申し上げましたが、そのほかに、法文でも御承知のように、たとえば被災地あての小包の料金免除とか、あるいは割引制度の実施とか等々、相当、書き損じはがきの交換とか、幾つかの従来の収入を失い、あるいは支出を増すというような措置も今度とられていくわけでございます。そういうほかの値上げの率を小さくするために、そういうことを全部やめればきかぬかというところも一つの問題でございます。ところが、私どもは、それらの事柄は、それぞれいままでのいきさつもございまして、現在の社会でやれば必要だというふうに判断したわけですが、そういうものの合計もはば十五億圓くらいになるわけでございます。それに、先ほど申し上げましたような据え置き料金の、逆に安くなる部分、一種等につきましても、従来の二十グラム

から二十五グラムの間、あるいは四十グラムと五十グラムの間は安くなるとか、そういうような要素等もございまして、特に高くなる部分だけを拾われて御指摘になりますと、お話のようなことにもなるうかと思ひますが、そうでない部分につきましても、それぞれの事情があつてそうになっておりますので、総体といたしましてそういう結果になったというわけでございます。

○鈴木市蔵君 あなたは言いたくない点の一つあるのじゃないかと思うんです。つまり、今度の郵便料金値上げの問題で、大衆負担となるべきという性格を持つていものに大きなしわ寄せがきて、それで郵便物の赤字の、つまり赤字の王さまと言っちゃおかしいけれども、そうなっているのは、実はいま言った封書やはがきや速達じゃないで、それは、郵便物でも、郵便料金の中で赤字の一番多いのは一体何ですか。

○政府委員(淺野賢達君) 赤字の原因といたしましては、三種のうちの低料扱いのもの、それからあとは無料郵便物、それからがきの二種、はがきもある程度原因になっております。それから盲人用点字、農産種苗、こういったものが赤字の原因になっております。

○鈴木市蔵君 そのうちで、第三種はどのくらいの赤字なんですか。

○政府委員(淺野賢達君) 三種の一件当たりでまいると、三十九年度の状況に見えますと、単位原価といたしまして九円四十三銭でございますが、それに対してする収入は二円二銭、したがいまして一通当たり七円四十一銭の赤字と、こういうふうになります。その他の三種におきましては、単位原価が十一円三十六銭でありまして、単位収入が八円三銭でありますから、一通当たり三円十三銭の赤字と、かように相なっております。

○鈴木市蔵君 そうすると、低料扱いのものの赤字が一番大きいわけですね、第三種の中でも、総額どのくらいになりますか。

○政府委員(淺野賢達君) 同じく三十九年度の状況で見えますと、低料扱いの分におきまして三十九年度内約五十七億の赤字になっております。

○鈴木市蔵君 そうすると、それは郵便物全体の中で赤字の占めるパーセンテージと申しますか、どのくらいのパーセンテージになるのですか。

○政府委員(淺野賢達君) 郵便のうちの総原価に対する収入、こういった面で見ますと八十六億の赤字であります。そのうちで五十七億を占めるわけでございます。ただしこれは三十九年度でございますが、四十年は――まだ出ておりませんが――四十年、それから将来を見ても、全般的にしまして通数の多いものは赤字が大きくなつてくるというわけでございます。と申しますのは、人件費の伸びがそれぞれのサービス種類に響いてまいりますと、通数の多いものに対する人件費の割り振りが大きくなります。三十九年度では三種が非常に大きな幅を占めておりますが、四十年以降、四十一年度、二年度になりますと、ほかの種目は非常に、特に二種のはがき、こういうものが非常に大きな率を占めてまいる、かように考えております。

○鈴木市蔵君 私も端的に御質問して見ますから、端にお答え願ひたいんです。つまり、三十九年度を一つの基礎にして、低料三種五十七億の赤字というものが総体の郵便の赤字の中に占める割合は約七〇%近いようですね。これについて答申はどの程度の率の値上げを答申していただんですか。まあ私もわかつておりますけれども、はっきりと念のために聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(淺野賢達君) 三種の低料は五円でございます。

○鈴木市蔵君 それで、今度の値上げ案によりまして、この三種低料は三円ですね。そうすると、答申が五円だと言ふのにもかかわらず、あえてこれを三円に押えたという、その根拠はどこにあるんでございましょうか。あるいは、これが赤字の中で約七〇%を占めるにもかかわらず、この赤字を解消するというのに、なぜ一体今回の値上げ案では一つの問題点をここに置かなかつたのか、この理由はどこにあるんです。二つをあわせ

てひとつお答え願いたい。

○政府委員(長田裕二君) 郵政審議会の答申は、確かに低料について五円、そうでないものについて六円というような答申でございましたが、一昨年十一月、郵便事業近代化に関する答申という中で、料金決定の基準の明確化という項目がございまして、その中に「文化政策的、社会政策的な料金の軽減については本来郵便事業で負担すべきものとは考えないが、急激な是正は困難と思われるのである程度やむを得ないであろう。しかし、その際低料金のもので少なくともそれを取り扱う直接の経費に見合う程度には定める必要がある」ということがうたわれておりまして、原価計算で出てきたままの数字全部を料金にかけろということでは言っておられないわけでございます。しかし、お話のように、今度通信教育についても五円の答申がなされましたが、通信教育のほうは据え置きということでございました。それから新聞、第三種につきましては、先ほど申し上げましたが、二十六年の料金改正では一円でございまして、三十六年の初めまでは一円でございました。その後二円になり、今回、答申の線も考えながら料金の検討をいたしましたわけでございますけれども、過去の、三十六年の初めまでは一円であったという事情なども考慮いたし、また現実的にその負担は辺地の購読者がこれを負担しているという状況なども考え合わせまして、五割の値上げである三円程度にとどめるのが妥当ではないかというふうに考えた次第でございます。

○鈴木市蔵君 どうもその考えた次第がよくないね。この文化的、社会的性格を持つものについては云々ということ、一般論としてはわかりやすい。だけれども、なぜ第三種でなければならぬかというこの積極的な理由にはならぬ。むしろ社会的、文化的、生活要素を占めるのは、第一種とか第二種のはうがはるかにそういうものだと思うのです。ですから、私は、第三種を基本的に値上げすべしということで、この論拠を出しているものじゃないのです。つまり、あなたの方の値上げ

の、先ほどからずっと数字を示して言っているように、一般大衆の負担になるべきものについてはかなり高額な値上げをしておきながら、しかも赤字の一番親玉であるこの第三種低料については、これをほとんど原価の三分の一以下のままの数字で今度も値上げ率を押えたというこの根拠がきわめて薄弱だと思ふのです。言うならば、第三種の赤字を埋めるために、第一種あるいは速達、黒字であるそういったものを値上げすることによってカバーしたと言われてもしかたがないような結果が出てくるじゃありませんか。文化的、社会的というだけでは私は説明がつかないと思うのです。いうだけでは私は説明がつかないと思うのです。率直にお聞きしたいのですが、おそらく第三種の低料を最も大量に扱っているのは新聞社だと思ひますが、それらの大新聞社から、これを答申どおり、あるいはまたさらに答申を上回って原価主義でやるということについては非常に困るといううな強い圧力でも郵政当局あるいは自民党にかかったのではないかと思うのですが、そういう事実ありませんか。

○政府委員(長田裕二君) 私の知る限り、そういう圧力がかかったということはないと思っております。

○鈴木市蔵君 それはまあこういう委員会ですから、まともに聞けば、ないと答えるでしょう。答えるでしょうけれども、実際に出た数字を見るならば、明らかに第三種郵便物の赤字の負担を、なるべく第三種の低料を上げることによってではなく、封書並びに第二種はがき、速達といったものを上げることによってカバーしたという、きわめてそういう点においては私は政策的な意図を持った値上げ案だというふうに言われてもしかたがないと思ひます。でも、もしこの第三種が社会的、文化的という理由によって値上げの幅がきわめて低く押えられたとするならば、これはむしろ他の何かの方法で、たとえば一種や二種や速達などの値上げによってカバーしないで、他の何らかの方法によってカバーする道もあったらうと思ひますが、そういう点についてお考えになった

こと、ございません。

○政府委員(長田裕二君) 総体といたしまして郵便料金の中でまかなってまいりますことが現在の時点で最も現実的であり、妥当だと、そういうふうに考えたわけでございます。

○鈴木市蔵君 そこで、さっき私が質問しようと思ったのに対して、大臣が先手を打ってしまったのだが、私は、大臣の答えたにもかかわらず、第三種と非定形の、第一種に今度統合された非定形刊行物というのがございすね。あれとは特別会計にしてみたらどうですか。そうすれば、きわめてはつきりと第三種と非定形の郵便物がどれだけの数量で、どれだけの赤字でどうなっているかということが、きわめて合理的に、だれの目にもわかって、赤字を穴埋めするためにはどうしたらいいかということを経世論に聞いたら、たちどころに結論の出る問題だと思ひます。あなたは先ほど、第一種特別会計、第二種特別会計なんということとはとてもできることではない——私もそうだと思いますが、第三種に關して、郵便料金の赤字の大宗を占めるような部分についてだけは、しばらくの間特別会計でやってみて、その実態を明らかにして、だれでも首肯できるような事実に基づいて対策を講じるといふことは必要な措置だといふふうに考えますが、この点もう一度念を押すようにですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(郡祐一君) 郵便料金の問題で一番考えなければいけないのは、大衆にどういふ負担をかけるかという問題です。それで、第一種の郵便物等について見まして、はがき等について見ましても、これは実際に調査いたしました。個人が差し出すのがどのくらい、団体、大きい企業が出すのがどのくらいだ、こういうような実際の調査をいたしました。それから、家計調査の数字から逆算をいたしました。そういたしますと、一般の家計もしくは大衆が使われる部分は二割、八割は大企業、官庁等でありまして、そうすると、私どもが考えなければいけないことは、大衆に対しての負担低減といふものをできる限り考えなければ

いけない。その負担を全体の消費者物価指数などの指数のほかに重点を置いて考えていかなければいけない。そうすると、一口に第一種と申しましても、その中にはかなりいろいろな態様がある。一口に、第一種が大衆だ、第二種が大衆だといふことは、実際の利用状況から見れば違ってくるというところ。それから、非定形といふものは、これはダイレクトメールだけではなくて、非定形の中には、いわゆる印刷親書——親書と言えるかどうかという議論があると思ひます。しかし、私は印刷親書でも親書だと思ひます。そういうものを扱っております。したがって、第一種と第五種を一つにして、そうして定形して、封書の中身で親書と非親書に区別することは不可能でありますから、ですから形で区別したというのが今度の改正の要点であります。それで、確かに、第三種の低料扱いが六十億ばかりの赤字——約どのくらいになりますか、四十一年度千二百億ばかりになるでしょうか、総収入。そのうちの六十億くらい低料扱いを原価どおりにすれば埋めることができる。だから、これは何も特別会計にしないでも、第三種の低料扱いでこれこれの赤字があるといふこと、私はこう思っております。この国会でも問題になりましたが、たとえば重症身障者のお出しになる第三種郵便物、これらは、もし可能ならば、ほんとうに上げずに済めば上げないでいたいくらいでございます。ただし、点字のようなものと違ひまして、区別のしようがございせん、中身で。そういう種類のものが第三種郵便物に……。なるほど、低料扱いにいたしますしながら、いろいろの態様がある。その態様を見ますと、必ずしも第何種だからどうだという区別はなかなか困難だ。したがって、鈴木さんのおっしゃる点、一体どこに赤字が出てくるかという点、私は率直に、いままでの第三種なり、第四種なり、これだけ赤字が出ております。この埋め方をどうする。私は徐々に、いくら第三種でも、やはり五割の上げ幅というところは、一つの上げ幅

の限度だと思えます。これを将来直していくということは、別に考えなければいけない問題だと思えます。

○鈴木市藏君 たとえば、今度の値上げの問題でもって、実数でひとつ見てみたいと思うんです。いま大臣は、いろいろな種目について大衆の利用度とそうでないものと区別もいたしました。一応この実数について見てみますとよくわかると思うんです。たとえば普通郵便物といわれている第一種は、三十九年度だけをとってみますと黒字が二十一億あるわけですね。そうして、その二十一億黒字のあるのに、これを五割の値上げをする。それで第三種の場合の低料は赤字が六十億もある。それにもかわらず五割程度の値上げで済ませるといふこの不合理性というものは、ちょっととばして何と言おうとも、現実のこの数字の上からいってこれはおかしい問題であります。それから第二種は、なるほど三十九年度の四十六億の赤字を出しております。この三十九年度の四十六億の赤字の大半は、やはり年賀郵便の負担がこの赤字にかかっているからだろうというふうに想定できるわけですが、第二種はなるほど三十九年度四十六億の赤字になっております。速達のはうはどうか。普通と書留と合計いたしました三十九年は三十一億の黒字になっておりますから、したがって、第一種の封書と速達、書留を含めた黒字を合わせますと、三十九年度四十一億という黒字になるわけですね、この四十一億という黒字の部分に対して値上げのパーセンテージがよいにかかっているということですから、先ほど申し上げましたように、第二種のはがきの部分が三十九年度四十六億の赤字でありますから、かりにこの三十九年度の四十六億の赤字を第一種プラス速達、書留の四十一億の黒字と対比してみますと、わずかに五億だけの赤字にしすぎない。つまり、大衆の利用度で問題を見るならば五億だけの赤字でしかないのにもかかわらず、実際はこのよきな膨大な赤字を負担させるということ、実際は五億の赤字でしかない大衆利用の郵便物にしわ寄せ

せができていふといふこの事実ですよ。だから、私も何も、特別会計にしろといふことを強調したたのは、それをただ事態を明らかにする意味で申し上げているのであって、こういう事実から見て、今度の値上げの性格というものが、こういうつまり大衆利用度の多いものにしろ寄せられてきているといふ、ここに問題がある。ここにむしろ今回の値上げの基本的な性格があると言つてもいいほどのものだと思うんです。このことを、第三種の赤をカバーするためになされたという点で、私はこれはむしろ文制的、社会的な立場を逆に行くものだ、逆行するものだと言われてもしかたがないんじゃないかといふように考えるわけです。

そこで、速達でありますが、最近における速達の伸びが非常に急速だといわれております。そこで、まあひとつ、これはどういう傾向にあるのか。つまり、普通の場合の速達ですが、かなり急速な伸びを示しているというこの事實は、どういふところにその原因があるか、これをそれなりに庶民の立場で考えてみますと、郵便物が遅配をする、延配をするということで、普通郵便で出せるはずのものを最近では速達で出すという傾向が非常に多くなってきた。だから、郵便物の遅配ですね、これが逆に速達を増加しているといふ——だから逆説的な論法で言うならば、郵便物の遅配によって速達を多くして、郵便局はこれでもうけるんじゃないかというように、そういう逆説的な論法さえ出てくるほど速達の伸びが大きくなる、いままで普通郵便であったものも速達に変わっていくという傾向も出ていますが、こういう傾向というものは遅配が続くほど多くなっていくという心配があります。こういう心配が出てきます。ですから、一種や二種といわれるようなつまり大衆利用度の多かったものが速達に変わっていくということも、同時にこれはまた大衆負担が加わることになりますから、こういう点について、どうしても第一種なり第二種が確実迅速に目的地に着くということを確保しない限り、この速達の利用度というものはふえる一方に

なると、こうしてますます大衆的な負担が増加していくという傾向を生むと思いますが、こういうことに対して当局のとうろうとしている処置についてお聞かせ願いたいと思うんです。

○政府委員(長田裕二君) 速達の増加率は、ただいまのお話のように、世間に郵便の遅配についての御批判が高まります前後——昭和三十三年、四年ごろでございしますが、そのころからずっとふえてまいりました。昭和二十七年は対前年比〇・八、その次が七・六というふうに、かなり低い率でございしましたが、昭和三十三年度におきまして一四・七％、その次が二一・六、二四・七、三十六・七、三十七・三、三十八・九、三十九・〇、三十九年度八・〇というふうになってまいりまして、これをピークとしてその後下がってまいりまして、三十七年が一四・一、三十八年九・〇、三十九年度八・〇というふうになってまいりまして、三十九年度におきましてまだ若干高い状態でございました。で、そういう状態を、速達の増加率が一般の郵便の増加率より非常に高いというような状態の背景になっているものを早く克服するようにというお話でございまして、実は今回料金改正とともに御提案しております法律の改正案等にもそういう趣旨を織り込んでございまして、また料金の改正を裏づけとしました予算の内容におきまして、ただいまのお話のような御趣旨を実現するための措置が、要員面、局舎面、いろいろ機械の面等々についてとられていくわけでございます。全郵便関係者力をそろえまして、ただいまお話のような御趣旨に沿うように努力してまいりたいと思っております。

○鈴木市藏君 どうも具体的でないんですが、いわゆる郵便物の選配、欠配というのは、一体どこがネックになっているのか、端的にひとつネックになっている場所と、その理由と、したがってどうすれば打解できるかという、この三点を端的にお答え願いたいと思います。

○政府委員(長田裕二君) 比較的過配の原因となつてゐる事柄を起こしやすいところは、東京都内の数局——局数はだんだん減つてまいりました。

て、おそらく現在では四局か五局くらいになっていると思いますが、そういう局、それから東京近郊の、これは世帯数などが非常にふえてまいりますのに、局舎の改善等が少しおこなわれているとか、あるいは定員などをふやしましても十分熟練度がまだ上がらないというようなところ、そういうところがある程度ございます。これらにつきましては、職員の訓練もございまして、あるいは非常勤職員の必要な数を充当していくというふうないき方などもやっておりますが、全体の大勢といたしまして熟練度も遂次増してまいっております、かなりよくなっておりますことは、先般当委員会の上井先生から御指摘がありましたことにも若干あらわれているのではないかと、いうふうに考えているわけでございます。ただ、御承知のように、郵便事業は非常に受け身の仕事でございますからして、一度に非常に多数の郵便物を持ち込まれますと、急にアルバイトなりあるいは超過勤務を非常に長くやるということで片づける以外には、やり方がいまのところない。超過勤務のための協定などができておりません場合には、アルバイト以外にはないということで、学生が学校を休みなんかのときは別といたしまして、なかなか思うにまかせないという現象がかなりございます。そうしますと、一時的にそこで差し立てに時間がかかってまずおくれしてしまう。途中の問題としまして、一度に差し出されたものが殺到いたしました、これは現在の五種等に若干ございますが、予定の郵便車に積み切れない、次の便に載せざるを得ないというようなことも間々ございします。それから、配達局へ参りまして、急に病人がでけると、日ごろから訓練の度合いが高ければ、ほかの人がそこへ差し繰り入りましても、すぐ普通の状態で配達ができますが、通区と申しますか、ほかの人の訓練ができておらない場合には、その休まれた区について半分おくれる。一区の半分が半日とか一日おくれるというふうなこともあるわけでございます。総体としましては、私

おりますが、ただいま申しましたような幾つかの点がまだ十分に克服されておられませんし、特に物数の差し出し等につきましては、こちら側では現在これに対する対応策というものは十分ございせん。今回の法案の中にございます料金の割引制度などは、これに対する郵便事業の長い間の悩みを解決する一つの方法であらうかと考えております。

○鈴木市蔵君　まあこの遅配、延配といわれるようなものが起きてきているネツクが、端的に言えば、結局人と設備、これをそれに見合うように充実させる以外に道はないというように私たちも考えます。これは私は郵便局に働いている皆さんには非常に御苦労だと思っております。これらの人たちのやはり基本的には待遇をよくして、いわゆる郵便配達といわれるものによって一見イメージがわるいような、そういうつまり待遇ではなくて、やっぱりこの仕事の持っている重要性をもつと社会的にも認めるような、そういう物質的な保障を与えなければ、なかなか人は集まってしまうんじゃないかという気もいたします。優良な人がさらに集まってくるようにしていく必要もあるだろうと思ひますが、またそれに見合う人員も必要だと思ひますが、いわゆる設備の近代化ということも、これまた人減らしを伴わない設備の近代化ということが必要だと思ひます。ただ、これらの資金を値上げによってまかなうというのは、いささかどうかと思うのです。機械設備の近代化ということ、これは資本財的な要素を含むものから、この資本財的なものをつくるのに大衆料金によってまかなうというのは避けるべきだし、特に公共的な事業においては一そう避けるべき性質のものだというように考えるわけです。だから、このような資本財を充実する必要があるという場合には、いま公債発行制度にも踏み切っている佐藤内閣のことですから、私は、これらの資本財は国有ですから、当然ひとつ一般会計からまかなうべき性質のものだと考えていますが、この辺についてのお考えはいかがでしょう。

○政府委員(浅野賢澄君)　一般会計から郵政事業の経常費並びに設備投資両方に不足分に対して充当すべきではないか、繰り入れすべきではないか、こういうお話でございますが、郵便事業を一般会計から繰り入れをしてはどうか、それから借り入れでいってはどうか、いろいろ御意見もございしますが、現在の法律のたてまえから、それから事業のあり方と、二面から考えてみまして、法律論のたてまえからいいますと、特別会計法その他から独立採算でやるようになっておるわけであります。それからまた事業といたしましても、全体の国民の税金にたよってまいりますか、それともやはり利用者負担に仰いでいくか、やはり国といたしましても、私どもが申し上げるのはどうかと存じますが、それぞれ皆さんの公共事業がございしますと、利用者の負担においてやったりやったりいかなと税金のほうにも無理が出てまいりますので、したがって、こういった公共事業におきましては利用者の負担にたよってまいります、こういうふうになつていくように存じております。同時に、私どももいたしましては、特別会計法、郵便法ともに、そういったたてまえから事業運営するようになってまいっております。したがって、いろいろ御意見もございしますが、特に経常費につきましても、一般会計からの借り入れ金ということになりますと、いつかは料金値上げの幅が大きくなつてまいります。また、建設投資の場合におきましても、これも同じように独立採算制をたてましてまいっております。借り入れ金で料金の面を上げてまいりますと、料金の値上げ幅にも影響いたしますから、建設投資については損益勘定でまかなう、業務運営の面については独立採算の面におきまして解決してまいります、こういうふうに私どもはいくべきである、かように考えております。

○鈴木市蔵君　たてまえ論で論争するわけではございせんけれども、いわゆる国有財産となるべき資材、資本的要素を持つものは、これは利用者負担ということはそもそもおかしいんですよ。要するに国有財産です。だから、こういうものはむ

しろ一般会計によって負担すべき性質のものだと私は考えます。これは議論の分かれるところで、でも、そもそも郵政事業を独立採算制にするというところが、私は根本的に無理だと思ふ。たとえ郵便法の第一条を見ましても、とにかく「安い料金で、あまねく、公平に提供する」というサービスを法律で規定しております。あまねく、公平に、しかも安くということ、独立採算制が成り立つはずがない。だから、基本的な考え方としては、独立採算制ではやれない、郵便事業は。そういうことはむしろ、あなたがさっき法律論で言えはと言いましたが、郵便法の第一条の場合は、独立採算制ではやれないのだということを言っておると私どもは考える。安い料金で、あまねく、公平にという、この精神を生かしていくならば、少くとも資本財に關するところの金は、これは一般会計から出すべき性質のものではないのか、こういう議論は当然出てくることだというふうに思ふわけなんです。それから独立採算制は、同時に機能的にもそれなりのようにできておる。いかに利用者負担によって切り抜けていくかといつても、機能的にできないようにできておる。赤字を生むようにできておる。ちょうど昭和二十四年のときに、いまのいわゆる公共企業体が分離したとき、あのときに私も国鉄におりました、つまり当時は電信電話も郵便も一本になつておった。これが切り離された。電話事業といふのはもうかる仕事なんです、もうかる仕事を切り離されてしまつて、言うならばサービス部門でもうからない部門だけが郵政として残つたもので、機能的に独立採算制ができていない、こういうようなことを占領政策としてやられて、やらねばならぬ状態が今日まで来ているわけです。この、つまり問題の中心点は、しかもそれにもかからず独立採算制ということでも押してくる。賃金のとだけは独立採算制だけれども、当事者能力はないという逃げる口実に使ひながらも、独立採算制で押してくる根拠というものはほとんどない。だから、機能的にも独立採算制では無理だし、また法の精神からいつても独立採算制

はやれないものをやろうとしてゐるから無理が出てくる。この無理が結局今回の大衆負担に転嫁する値上げの私によつて起こる原因になつてゐるというふうに考えています。これは郵政事業の一つのあり方に対する考え方の私は根底にある問題の一つだと思ひます。ですから、そういうたてまえから見て、私どもはこの郵政事業を、特に郵便などの事業を独立採算制でやるということがそもそも無理だという観点から、さらに次の問題についてちよつと聞きたいと思ひますが、たとえば、いま郵政事業特別会計といふのがありますね、三つの特別会計から成り立っている郵政事業特別会計といふのがありますが、この郵政事業特別会計だつて、ほとんど、郵便事業の問題を切り離して言うならば、郵便貯金と簡保が、大蔵省の資金運用部の、何というか、あるいはまた大蔵省の財投の財源つくりのために郵政が使はれてゐる、下請になつてゐる、下働きをやらされてゐる、下請に過言ではないような形で運用されてゐるんじゃないかと思ひますが、こういう点については一体郵政当局としてはどうお考えなのか。

○政府委員(浅野賢澄君)　現在、郵政事業特別会計におきまして、郵便を主体にいたしまして、貯金、保険、電信電話、その他もろもろの国の業務の支出、受け入れの委託を受けて、一本の郵政事業特別会計でまかなつておる次第でございます。先生ただいまおっしゃいました貯金と保険を、これは郵便に比べて採算が合つておるが、しかし大蔵省の直接の指揮のもとにあるのではないかと、下請と、こういうふうな解釈いたしましたんです。が、貯金につきましては、昭和二十六年でございしましたか、郵便貯金事業特別会計ができました。以来、当時までは、資金運用部から支払う利子は直接受ける、それから事業運営費は直接必要なものを郵政会計が受ける、こういった状況でありましたものが、郵便貯金事業特別会計というものができましたがために、非常に貯金事業としての性格がはつきりしてまいつたという意味におきまして、貯金事業の運営といたしましてははつきりし

た体制になつてまいつておる、かように考えています。

それから、保険につきましては、当初から保険事業特別会計、これは昭和五年でございすか、できましたときから、保険事業特別会計をもちまして、保険の加入者に常に還元することを前提として特別会計を持っておりますので、保険事業特別会計につきましては、これは事業運営につきましては責任を持ってやっております、運営につきましては責任を持ってやっております、かように思つておる次第でございます。

あとは電信電話につきましては、必要な額を繰り入れてもらつて運営いたしておりますし、その他国庫金取り扱いその他の事業につきましては、それぞれ必要な額をもらつております。

貯金、保険につきましては、下請と申しますよりも、事業運営につきましては、郵政省がそれぞれ責任を持ってたゞいま計画をいたしてまいつておる、かように存じております。

○鈴木市蔵君 世俗的なことばで言うならば、大蔵省の資金集めの長良川のウミたいなものでないか、われらによつて、実に全国の特定郵便局の皆さんの力によつて、今年度の予算において約四千九百億というばく大な郵便貯金の増加目標を立ててやっておりますが、ほとんどどういふものか、ここで集まつた金の運用権というものは大蔵省資金運用部にいわばにぎられてしまつて、郵政当局としては、極論を言うならば、指一本さすことができないものになつてゐる。しかも、これを集めておるのは、特定郵便局を先頭として、郵便業務の主要な仕事になつてゐる。すいぶんこれは不合理な話だといふふうに私どもは考えるわけだ。しかも、資金運用部の資金の面は、開発銀行だとか、開発銀行なんというの、言うならばこれはアメリカの出先銀行ですから、見返り資金によつて設立された銀行ですから、本質的にはこれはアメリカ銀行としての性格を持つてゐるものです。この開発銀行だとかあるいは輸出銀行だとかいふようなものに日本の大独占資本

に奉仕するために大量に資金が放出されて、そしてこれを集めてきた人たちが、またこの郵便貯金に

応ずる一般の国民にはほとんど利用が制限されてゐる、こういうような状態をこのままにしておいて、郵政業務全体を郵政事業特別会計ということの中に割り込んで、独立採算制でやつていけというこの機構、運用自体にも、先ほどは機構の問題を言つたが、運用自体にも私は根本的に独立採算制ができないようなたてまえにしておいて、独立採算制を強要して行くというところに、やはり無理があるんじゃないかといふふうに思ふんです。

そこで、きょうは大蔵省からも来てゐるでしょう。大蔵省の資金課長に聞きますけれども、資金運用部はこのような郵便貯金の性質についてどう一体お考えになつておられるのか。しかもこれは、本年度の予算で見ましても、いわゆる剰余金なるものが三百十八億で出ておる。こういうものさても、郵便局舎の改築とかあるいは設備の近代化とかいふものに優先的に回すということもなかなかむずかしいような話も聞いておりますが、一体資金運用部の運用について郵便貯金の持つてゐる位置づけと役割り、どういふふうにお考えですか。

○説明員(原秀三君) ただいま鈴木先生御指摘のとおり、郵便貯金、これは零細な国民の貯蓄の集積であるということ、私どもも重々承知してゐるわけでございます。ただ、御承知のように、現在郵便貯金をはじめといたしまして、私どもいわゆる財政資金と申しておりますが、これに對しまする国民一般からの資金需要、これは非常に強いものでございす。御承知のように、昨年の十月に各機関から出されました四十一年度の財政投融資の要求額、これは三兆三千億でございす。四十年年度の運用計画額の約二倍でございす。これを私どもいろいろと査定をいたしまして、本年度の計画額でございすところの二兆円余りというところまで圧縮したわけでございます。したがうて、各機関から——これは国民一般の資金需要であると、こう考へてよろしいかと思ふので

ございす、その資金需要を完全には満たしてゐないという状況でございす。

なお、原資の面におきまして、先生御指摘のとおり、郵便貯金、これは資金運用部の資金のうち過半数を占めております。へんウエートの大きい重要な資金でございす。しかし、この郵便貯金の伸びをもつていたしましても、さっきの財政投融資の資金需要を全部満たすわけにはいきませんが、いわゆる民間資金の活用と申しておりますが、最近市況が悪うございす、国内で出しますところの政府保証債、これにつきましては、四十年年度の当初計画額が二千二百七十億を四千億まで市場に売り出すということをしていまして、これらの資金需要にこたえたわけでございます。

そこで、このような財政資金につきましては、資金と申しますか、これにつきましては国民一般の資金需要が非常に強いということを御了解いただきたいと思ふのでございす。他面、先生御指摘のございましたとおり、郵便貯金というものがやはり国民の零細な貯金の集積であるということ、これはその利用者の利益というものを十分考えた有利運用をしなければならぬということ、これは当然考えなければならぬわけでございます。私どもが運用しております基本法でございす資金運用部資金法におきまして、資金運用部資金特別会計に預託された積み立て金その他の他余剰金につきましては、その資金の性質等を考えまして、確實有利な方法で運用をしなければならぬ、そういう一つの規制がございす。同時に、これらの資金につきましては、これは国家資金として統合管理をして、公共の利益の増進に寄与させなければならぬ、この二つの目的がございす。私どもは、これらの二つの目的の指定内におきまして、どういふふうにくふういたしまして一般の財政投融資資金の需要にこたえて、かつ零細な利用者の利益も考へていくかということに腐心してゐるわけでございます。それで、郵便貯金につきましては、このような点から考えまし

て、利回りの向上に對する——資金運用部資金といたしましてこれは運用するわけでございますが、運用利回りをできるだけ向上するような配意をいたしてゐるわけでございます。たとえば、債券を発行いたします機関につきましては、通常の運用部の貸し出し利率は六分五厘でございす。が、収支のつぐなうものについては債券引き受けの形式でもつてこれを持つてもらう、そうしますと利回り七分以上になるわけでございます。これは三十六年以降とつての措置でございす。長期の預託の、これは法律上七年以上のものは六分でございますが、これを特に五厘の特利をつけまして六分五厘の運用をするというように、いろいろ配慮してゐるわけでございます。ただ、何と申しまして、これらの資金運用部資金の使途、財政投融資の金の出先でございす、これは長期低利の資金を需要する。先ほど先生から御指摘がございました、開発銀行が中心という御指摘がございましたが、これは現在財政投融資の使途別分類を見ますと、住宅あるいは生活環境整備といったような国民生活に直結した部門に、四十一年度におきましては五三%の運用ははかられております。したがうて、これらの資金の使途は終局的に国民の生活に直結した部分を中心に運用されてゐるということ、直接利用者の福祉にもこれを還元していくということを考えてゐるわけでございます。冒頭申し上げましたように、いわゆる国家資金としての統合運用をする、そういう要請と、利用者のこれらの資金のものをなしております郵便貯金あるいは簡保につきましては、これは独立運用でございすけれども、簡保資金というものの性格をも十分考慮いたしまして、どういふふうなところから辺を調をとつた運用をしていくかということが私どもの課題であると、こう考へてゐるわけでございます。

○鈴木市蔵君 長々と課長さんお話を承りましたけれども、私の言つてゐることは、たとえばあなた方がどういふ形で運用をしても、そこから上がつてくる剰余金なり利益金なんというものは、一

体郵政特別会計の中へそれが入っていくものかどう
うか。そうして利用者に還元されるものなのかど
うなのか。だから、たとえば運用利回り七分以
上にするように心がけているとか、やれ長期につ
いては六分何厘だとかいうことを言っている、そ
れはそこだけの話であって、そういうものによっ
て上がってくる剰余金なり利益金なりというもの
が、集める側の郵便局なりあるいは零細な預金者
のほうにどういう具体的な形で還元してやるの
か、そういう点を聞いているのです。だから、私
は具体的には、先ほどもちょっとお聞きしましたよ
うに、三百十八億になる。今度の予算で見まして
も、四十一年度の郵政特別会計の総額の残高で剰余金
が三百十八億あると言っているが、こういうもの
の運用さえなかなか自由にはさしておられない、そ
こを言っているのです。そういうことをしておい
て、集めるだけ集める、財投にはうんといま金
が要るのだからというふうなぐあい。それは
ちょっと質問とお答えが合っていないのじゃない
かという気がするのです。そういう何か具体的
な処置というものを考えたことがござい
ませんかと質問なんです。

で、私これで質問終わりますから、ついでにも
う一つだけ聞いておきますが、簡保についても同
様です。これは財投に入っておりますが、本年度
予算でも千七百億という見込みを立てておりま
す。この簡保についてさても、あなた方は昨年
よりもことしのほうを削っているわけですね、そ
うして財投からの郵政事業への出資は、四十年度
が五十七億であったものが、四十一年度の予算で
見ると三十億に減っている。二十七億削ってい
るわけですね。簡保は四十年度予算ではたぶん千
億だと思つたが、四十一年度では千七百億、これ
だけを財投に繰り入れることになっているにもか
かわらず、逆に財投から簡保のほうへは二十七億
円昨年度に比べて減らしているといったようなこ
とまでやっています、これでしかも郵政事業を独立
採算制でやらしていけと言っているのは、基本的
には運用権を持っていない郵政事業として、きわ

めてやり方として正しくないのじゃないか。それ
で赤字が出れば、これを大衆課税的な性格を持っ
た方向へ打開していこうということを考える。私
は、こういうやり方というものは、まさに組み込
まれた国家独占資本主義と言われているいまの日
本の体制の中に置かれていて根本的な矛盾の一つ
だと思つてます。これで質問をやめますが、こ
の二つの点、具体的に言いましたいまの簡保への
二十七億円の減と、それから三百十八億の剰余金
を一体どういうふうにして郵政特別会計のほうに
これを回すようにするのか、回さないのか、ある
いは今後どういうふうなことをお考えになってい
るか、明らかにしていただきたいと思つてます。

○説明員(原秀三君) 郵政特別会計の剰余金を他会計
に繰り入れる件、これは実は主計局のほうからお
答えすべき問題でございまして、私の所管外で
ございまして、基本的な考え方といたしまして
は、やはり郵便貯金の運用益というものは、郵便
貯金が一つの信用事業でございまして、郵便貯
金事業の準備金といたしまして零細な貯金者のた
めに備えておくべきである。したがって、これ
を直接関係のない郵便事業の経費の財源に充て
るのは適当でない、こういう考え方によつてい
るものでございまして、三十七年以降郵便貯金特
会にかなりの益金を上げておりますが、三十六年
までは相当な赤字が累積していたわけございま
して、郵便貯金の金利というものの数字をほかの
一般金利とのバランスをとって考えざるを得ない
というところがございます。そこら辺を配慮いた
しますと、相当の剰余金をやはり信用事業の郵便
貯金の準備金として準備しておく必要がある、そ
ういう考え方でございます。

あと特別会計の借入れにつきましては、郵政
省のほうから……。

○政府委員(浅野賢澄君) 保険のお金を郵政のほう
に建設資金として持たせてまいりますのは、昨年
五十七億円であったがことしは三十億に減つたの
はどういうことか、こういうお話でございます
が、この点につきまして、昨年度の建設勘定は全

部で百十五億でございます。ことしは百七十五億
と、非常に事業始まって以来の大幅な建設勘定を
お認めいただいたわけでございます。昨年に比
べまして五〇%以上に相なっております。その中
には御指摘の財投からの三十億がございまして、
それ以外に、今度の予算は料金値上げを前提とい
たしまして組み立てたものであります。五年度を
見ても、五年間を見ても、初年度はどうしても
剰余が出てまいるわけでありまして、この剰余五
十億を充当いたしましたので、百七十五億の建設
勘定のうちで、財投からの三十億、それから剰余
金六十億、九十億はこり縮めてまいりますと、
この百七十五億の編成が、あとは減価償却、それ
から貯金、保険の負担金、こういったものでちよ
うど百七十億に相なりますので、ことしは三十億
財投から借り入れを受けますとちょうどいいとこ
ろへ参つたものでございまして、特にこれは昨
年度に比べまして非常に減らしたというわけには
なっていないわけでありまして。

(理事光村基助君退席、委員長着席)
○鈴木木蔵君 私これで質問終わるつもりでお
りましたけれども、いまの局長の答弁は誤解を与
えるおそれがあるのではございまして、おきま
す。つまり昨年は財投から五十七億来たのです
ね。ことしは予算は三十億に減らされている。約
半減です。二十億減っているのですから。そ
うして、去年は五十七億でも足りなかったが、こ
としは三十億でもやっていたという、その根拠
は値上げなんです、値上げ分が回るからなんです。
ここに問題があると言っているのです。しか
も、簡保は千七百億で、今年度財投に繰り入
れる金額は千七百億、千七百億簡保で集めた資金
を繰り入れて、去年は五十七億、今年度は三十億
というふうに減ってくるというので、しかも不
足分は値上げ分分でカバーするから、少なくとも
じつまは合うというのでは、これは成り立たない
議論じゃないか。集めた金の大部分は財投に繰
り入れて、しかも財投から借り入れる金は約半減
に近いというのでは、簡保を一生懸命で集めて

も、うまいところは全部吸い取られてしまつて、
やはり簡保財政あるいは郵政財政というものは全
くもうから食っているようなもので、こういう
ことで、先ほど私は独立採算制について——一つ
は法のたてまえから言つてもこれは実現不可能な
独立採算制を無理にしている、二番目は機制的
に言つても、運用でさえもそう、それにもか
かわらず独立採算制をたててとつてやろうと
しているところに無理がある、この無理が今回の
大衆課税的な性格を持つ郵便料金の値上げとい
うところへしわが寄つてきているのだと、こういう
ふうにおかれれば考えざるを得ない。私の質問を
終わります。

○国務大臣(郵務一君) 郵便貯金の運用を将来い
かに考えるかという問題は、一つの大きな問題で
ございまして。私自身も考えましたし、このたび多
くの法律をお願いいたします際に、郵便貯金の自
主運用をどの程度において国庫統一の原則と調和
させるかということ、相当深くものを検討し
なければいけません。ことに郵便貯金の利用者還
元という問題がございまして。最も端的に郵便貯金
の剰余金等を利用者に還元すると申しますと、金
利の引き上げ、これが一番端的であります。しか
し、これはバンキングという上から、郵便貯金だ
けが金利を引き上げるといふことはできないわけ
でございまして。施設面でサービスする、これは特
利類似行為といふことが起こつてまいります。そ
ういたしますと、この剰余金といふものをどのよ
うな福祉方面に回すかという問題、しかし、これ
にいたしまして、すでに政府委員が申してお
りましたように、剰余金といふものが、私はだいた
いの運用の状態から見まして、だんだんと剰余金
減つてまいり、数年前の状態に戻つてまいり、お
それのほうを私は持つております。そういうし
ますと、この際に一番大事なことは、国庫統一の原則
というものをこれは国の財政全体の上から考え
ながら、それと調和を保つて、同じような問題簡
保にもございまして。簡易保険はとにかく自主
運用に一步踏み出している、形の上で。内容は貧

弱でございますが。したがって、この問題と郵便貯金の自主運用というものをどのように伸ばしてまいるか。これはひとつ、一口に利用者還元といいますが、なかなかむずかしい性格のものでございますから、郵政当局も十分これは検討してまいりまして、次の日程にはのせたいものでございます。どうかそのような点に関心をもち、くださる皆さん方、あらゆる方面からいとお知恵を収集していただきたいと思っております。

○野上元君 最初に郵便料金値上げに対する政府の基本的態度についてお聞きしたいのですが、これは国鉄運賃の値上げのときにも私は政府に対して質問したのですが、御承知のように、今日消費者物価が非常に上がっております。しかも、政府の直接あるいは間接に影響下にある公共料金、米価をはじめ軒並みに上がっております。そういうものを計算した結果、分析した結果、四十年間における物価の上昇率というのは、ここ十数年来最高のレベルを示したわけですね。これは明らかに政府の物価に対する態度といえますか、これが誤っているのじゃないかというふうには私は考えているわけですから、御承知のように、池田さんが総理になられてから、いわゆる所得倍増計画あるいは高度経済成長政策が実施された。その結果、経済にひずみができて、低生産部門の価格が非常に値上がりをしてきた。したがって、このひずみを直さなければならぬというのが佐藤さんの総理大臣になる一つの理由であったわけですね。いわば池田政策に対するアンチテーゼとして、佐藤内閣の存在価値はあるわけですね。ところが、実際に佐藤さんが政権をとってみると、戦後最高の物価の上昇を見ておるといふことは、一体何を意味しておるかという問題が根本的な問題としてあるわけですね。そういうときに、郵便料金もまた二・八・八%の値上げをしようとしておられるわけですね。この郵便料金の値上げの時期に対する政治的センスと申しますか、そういうものは非常にまずいのではないかと、そういうふうに考えるわけですね。したがって、独立採算あるいはまた原価方式等については後ほど

いろいろ質問したいと思いますが、少なくとも補助金あるいは借入れ金等によって値上げを避けるべきではなかったかというふうには実は私は考へるわけですね。そして時期を見て手直しをしなければいじやないか、それくらいの政治的な配慮があつてしかるべきだと思つたのですが、郵政大臣の御意見を伺いたいと思つております。

○国務大臣(郵務一君) これも野上さんよく御存じのように、郵便料金というものは四十年間の当初の予算を組むときに考へなければいけない事態でした。それで私は郵政省を担いだしました当初に、一体あの時期から郵便料金の値上げを判断いたしますのはかなり時間が短うございまして、どなたも実質の赤字を出しておることは承知しておられます。しかし、事柄は運びである。私もしたがって、いろいろな郵便料金の値上げによらない方法がないだろうかということを考へたのであります。ただ、当時から佐藤内閣がめどをつけておりました、これは四月の物価の状況でも、御承知のように、三月が異常気候のために蔬菜類の出荷が非常に早まりました、とうが立つので早まって出したので、四月に品不足のために生鮮食料品全体の価格が上がりました。これが響いておるというものは、やはり学校の入学に要する経費といふものが消費者物価指数に響いております。小包が響きます状況なども、実はかなり私は関心を持って見ておりましたが、これはごく低位であります。そういう状況で、四月から大体横ばいにこれがめどがつきますならば、すでに、七月からの郵便料金値上げの問題がございしますが、これを除けばすべての材料は出そろつたところですから、五%ないし五・五%というところで物価指数はめどがつくのではないかと。これに對しては、もちろん政府全体が努力を要することでありまして、そういういたしますと、郵便料金が明瞭に赤字である。それから、公債を発行したのだから一般会計から出させたいじゃないか——ところが、そういう場合に、一般会計から金を、一般会

計が自然増でもありますときは取りやすいのでありますけれども、公債を発行してあります際に、一般会計からの繰り入れをいたしますならば、これは予算算衝をいたしまして、いかに政府全体が考へましても、またもう一段四十一年度において郵政事業といふものをいびつな経理をせざるを得ない。借入れ金に至つては、後年度において負担を残すもので、後年度の利用者がさらに負担をいたす。そして、実際に郵政省で調べてみましても、郵便料金の、ことに第一種、第二種というふうなところでは、その八割というのは大企業とか官庁とかが負担されておるから、

○野上元君 そうしますと、郵便のサービスを提供する場合に、必ずしもすべて料金でまかなわなくてもよろしい、事情さえ許せば他の方法もあり得るんだという基本的な思想は持つておられるのですか。

○国務大臣(郵務一君) 私は、一般の議論として、どこの国ではこうだとかいう議論をしていけば、いかようにもあらうかと思つておる。そして、もし何かの事情で、絶対に郵便料金は値上げが不可能だ、あるいは非常に突発的な、もうそういうことを考へる余地もないような事態が、非常な減

収を来たす事態が起こつてくるというときには、何とか経費を出さなきゃいけません。しかし、郵便事業というふうなもの、普通の状態で考へるならば、私は、なるべく安い料金でという郵便法と、それから企業的に経営しろという特別会計と、両方の考へること、なるべく低い料金——なるべく低い料金といふのは、しばらく時代がたてばまた料金を上げなきゃいかぬという問題がございまして。しかし、それは私はやや公営事業の負つてゐる宿命だと思つておる。しかし、利用者負担によつてやつていく種類のもの、そうじゃなく、つとめて一般会計に追いつく、税一本で取つたらいいじゃないかという議論は、私は議論としてはあると思つておる。しかしながら、私は、日本の全体の仕組みから申しまして、ことに郵便事業、私が比較的短い時間にはやはり料金引き上げに踏み切らうと思つたのは、国鉄等と比べますと、収支の見込みがわりと簡単であります。それです

から、非常に長く、これから一年も何もかけなくて、もめどがつくと、こういう判断でありましたし、日本の全体から見れば、したがってあの場合にもし間に合かなければどうしたらいいかということ考へたことは事実でございます。そういう意味合いで考へられるんじゃないかとおっしゃられれば、そういう意味合ひでは考へられる。しかし、筋としては、やはり利用者負担ということ全体ができては、やはり一部を第三種郵便物など低料扱いの分だけ入れたらいいじゃないかという御議論はございまして。ございましてけれども、仕組み全体は、やはり利用者負担というものでいっているんだ。そのほうが、一般会計から繰り入れてもらつたりして、一般会計のほうの窮屈な要求を、実際事業に沿わないような要求を受けるというこのほうが事業の経営上正しいんだ、そういう意味合ひで、日本の郵便事業というものが私は利用者負担でいっているというものは、そのほうが筋だ、こう思つておる。

○野上元君 私は、いわゆるレート・レベルだけではなくして、何といひますか、レート・ストラクチャーといひますか、料金構造といひますか、その問題は重要な問題と申すから後ほど質問したいと思ひますが、私が質問しておりますのは、郵便事業というものの性格ですね。性格から見て、必ず料金でやらなきゃならぬということではないか。あるときには料金以外のものではないか。あるときにも許されるのではないか。というの、事業の内容を見てみますと、社会政策的な面も多分に持つておるし、あるいはまた文化政策的な面も持つておるわけだ。したがって、純然たる企業と言えない点もある。したがって、そういうものがある以上、必ずしも料金だけでやらないかなければならぬという理屈にはならぬのではないか。そして、いま大臣が答弁されたように、緊急事態の場合においてはそういうこともあり得るのだと、こういうふうな言われましたね。どうにもならぬときには上げるわけにはいかぬじゃないかというのを言われたのです。が、いまの論法を少し広げていけば、異常な物価の上昇が国民の非常な関心の的になっておるときに、生活に非常に大きな影響を与えておるときに、この事態を一つの緊急の事態とみなすことはできないかどうかです。ある学者に言わせれば、十分その理由はある、したがって公共料金決定そのものは科学的ではないのだと、本来、これはいわばアートに属するものだ、こういう表現を使つておる人もおられます。妥協の産物なんだ、こういう言い方をしておる人もおるわけですから、そういうことを考えてみれば、将来のことは別として、今日の段階において、物価上昇を少しでも考慮するならば、補助金あるいはまた特別の借り入れ金等での料金借上げを防ぐということとは可能なんじゃないかと私は思うのですが、大臣としてはその点についてはどうですか。

○国務大臣(郡祐一君) 物価の問題、どういふぐあいに考えていくかということでごさいます。が、方法を講じて物価がどんどん上がつていく、一方においては景気が深刻になっていく一方であるというときの問題、これを想定いたしますと、緊急避難的なものの考え方も私はなければいけないじゃないか。しかしながら、ごらんのとおり、三月末の輸出の伸び方をごらんくださつても、在庫の状況、これが必ずしもいいことかどうかはわかりませんが、久しぶりに必要な程度の在庫の伸びを示しておりますし、それから生産の増加をいたしております。こういう状況、しかも景気となかなか調和のむずかしい物価というものが、ただいま申しましたように、非常に目に見えて事態をとらえられておる野菜と、それから教育費ということ以外には、あまり顕著な要素というものがあつておらない。交通費に幾らかやはり鉄道運賃の影響は出ております。そういういたしますと、私はこの時期にはそういう緊急避難的なことをしなかつたことの方が実際に合つておつたのではないだろうか。それから社会政策的という面では、日本の郵便には、これはいい悪いは別でございますが、アメリカのように宗教関係のものとはほとんどだにひとしいような扱いをするとか、それからこちらでも事実御議論がございました重症患者の郵便物であるとか、こういうものを広げますれば相当広がりますから、そういうものの社会政策的な扱いというものは日本の国ではそれほどこしておりません。これをもちとして、そしてそれは一般会計で負担したほうがいいのじゃないかとかいふような議論は別にあると思ひます。あると思ひますが、いまの郵便事業については社会政策的な扱いをしておるから、それをすぐ一般に見るといふようなことまでにはまいらない状態ではないだろうか。まあしかし、おっしゃるお気持ちにはよくわかります。

それで、いま私どもがこういうやり方で郵便事業の会計をお願いしておること、それからさらに根本的な議論としての考え方、これは私どもも分けてものは考えるべきだと思ひます。ただ、現在の段階で郵便料金の改定をせずに、借り入れ金または繰り入れ金でいくべきじゃなかつたろうかということになりますると、現実に四十一年度から、これから数年の見通しが立たないような料金の改定を回避するために無理な郵便事業の会計の見通しを立てるよりは、こうして料金の改定を国民の負担をお願いしたしながら、見通しを少なくとも五年程度は立てるといふことの方が実情に合つておる、こういう判断を私どもとしてはしておるわけでありま。

○野上元君 その点は基本的な思想の問題ですが、あまりやりとりしてもなかなか交差する点がないと思ひます。思ひますが、先ほども鈴木君から質問がありましたように、個別原価の状態を見ても、赤字のところは埋めていかなきゃならぬ。そして赤字のところは埋めていかなきゃならぬ。しかも、その赤字がなおかつ赤字にならない、やればやるほど赤字がかさんでいくというふうなことを見てみますと、いまあなたがおっしゃつたように、社会政策的なものはあつたと言われましたが、しかしまあ、盲人用点字のようなただのものもありま、その赤字を負担しておるものもあることは、原価から見ると大きな社会政策的なものがあるんじゃないかと、こう考えるわけですね。したがって、それを無視するかどうかという一種、二種にかかつていくという矛盾が出てくるので、それを続けるということになると大問題になるから、それを是正ができるまでは、ひとつある程度の是正ができるまでは、補助金というふうなもので個別料金あるいは料金構造を改定していくということが必要なんじゃないかというふうな気がするんですが、その点はこれ以上論争はやめたいと思ひます。

それで、これも一般の公共料金論のようなものに属することなんですが、大体公共料金というのは公共事業の生産物の価格である。そしてそれは生活必需品である。さらにまたいわゆる公定価格でもある。さらにまた独占あるいは独占に近い寡占価格である。こういう性格を一つ持つております。その性格から見ますと、次のような料金統制上の注意が必要じゃないかというふうな言

われております。たとえば、総括原価が五%以上高騰しない限り値上げをすべきではない。五%以上上がったときは10%ぐらいの値上げが妥当である。20%以上の料金値上げは適当でない。30%以上の値上げはインフレのはか特別の場合を除きすべきではない。コストに騰貴があつた場合、直ちに値上げは必要ないけれども、時期をおくらしたために30%以上にならないこと。30%以上のときは過去の政策が不適当であつたという問題を含んでおる。平均20%でも、一部のものが30%以上の場合、特に5%以上のものがあるれば、レート・ストラクチャーに大きな欠陥がある。個々の料金がみな少なくとも直接費を償ふことが理想であるが、一挙にこれを実現することには事実上困難がある。しかし、この場合といへども、直接費を償ふないものの需要が増加する場合、またコストを割る率が次第に拡大される傾向があるときは、料金構成の手直しをすべきである。まあこういう一つの一般的な見方があるわけですね。で、この考え方が正しいとすれば、今回郵政当局が出された郵便料金値上げ案というのは、過去の政策において重大な失策があつた、こういうふうになっておるんです。その項目にこれは当てはめることができるわけですか。どうですか、その点は。

○国務大臣(郡祐一君) 公共料金というものを理屈で考えますときは、一体公企業とは何だと、日本のそうすると現在の三公社五現業で扱つてい

るものを一つの公企業と考えますけれども、あれが実際いゆる公企業というものになるのかという一つの問題、しかしそれは別におきまして、公共料金というものは、私は、あなたが先ほどおっしゃつたと同じような意味合いにおいて、公共料金と一つかみに言つていくけれども、非常に行政的というか、政治的というか語弊がありますけれども、妥協の産物なんだという。それは公共料金というものをほんとうに利用者の負担という

しゃつたように、一つの原則を置いて、そのつど

考えなければいけません。ある年の、ある年度の負担が後年度の負担をカバーしているんじゃない、そうすると公共料金というものの考え方というものは、公共料金を純粋に考えれば、そのつどそのつどもっと正確に収支の見込みに合っていないといけない。ところが、一種、二種というものを、これを郵便に限って見ると、とにかく二十六年から四十一年までの経済の推移は非常な変化です。したがって、その間同じような料金をいただいていていいというものは、ある時期にはよけに御負担をお願い、ある時期には原価を割ったって仕事をいたしておる。しかし、郵便というふうな素朴な公共料金については、今度でも、これはまた話を別にしていいと思います。七月に變更するということを、私はこういことを言っている。定形ということばはわかるが、非定形、非定形ということがあります。国民の皆さまが非定形と認めてわかるか。規格外と言ったらわかるが、非定形、どういふ字だろとおっしゃる。そうすると、非常な改革をいたすものから、その時期というものが国民がなるべくないたしたい、その状態を長く続ける。そうお調べになってお話しだろと思いが、ただ私が妥協の産物だと言ったのは、公共料金はこういう意味で、五十年の収支を見ていたしますと、こういうことを言いますが、そのときの状況はなかなかわかりません。経済企画庁のほうの経済の見通しがまだ出てこない状態ですから。しかし、五年よりもっと長く安定した料金であるというこの状態に置くことが必要です。ことに基本の一種とか二種というものは、そういたしますと、必ずしも公共料金は原則どおりにいかないで、ある時期に、妥協の産物と申しますか、このくらゐならまず御負担をお願いであらうというところ落ちて、そうしてむしろ安定した長い時間というものにもちこたえるということに決定していくよりしかたがない。そうすると、純粹に公共料金は何ぞやということを考える。公共

料金の決定の原則を考えますならば、あるいはそれとは相当すると申しますか、非常に大ざっぱなものに扱っているという感じがいたします。そういう感じは私は持っております。先ほど鈴木さんのお話の中にも、二八・八%と言いが五割もあり四割もあるじゃないか。それはそのとおりでございます。国民の皆さんの前には、十円が十五円でございます。五円が七円でございます。二八・八%という説明のほうは、国民の皆さまはそれは収益率がそうなるということでございます。うが、それは値上げの幅じゃない。そうすると、かなり大幅だとお考えになることは、ごもっともだということをお承知しながら、これから相当長い期間もちこたえ得る料金というものを決定したい、こういうやや非常に大膽な観念的な作業をいたしたということだと思ひます。

○野上元君 郵政事業をどういふ公共企業として見るかということによって、この料金の決定には重大な影響が出てくるわけですね。いま大臣の言われるのは、企業として企業の経営というものを頭に描きながら一つの案を発表されたわけですが、もしも企業として見るならば、単に赤字が出るから料金の値上げをするのだ、あるいはまた赤字が出るのときでなければ料金は値上げできないのだ、こういう考え方は、明らかに企業の経営から見れば消極的である。郵政事業というものが、郵便企業というものがいわゆるゴーイング・コンサーンであるという実態を把握しておられないから、ただ収支だけ合わせればいいのだ、収益と費用だけ合わしておけばいいのだという考え方が根本的な思想に流れておるといふふうに私は考えられてならないのです。だからこそ、今回赤字が出て、とにかく赤字が出たから料金値上げは当然認められるだろう、さて料金計算してみたら五〇%のものもあるし、六十%のものもある。これはやはり企業経営者として過去における値上げのチャンスが失したと私は考えるのです。いま物価の上昇が非常にやかましいときに、こんな大幅な値上げを出すということは、非常に政治的センスとしてま

ずいじやないか、こういうふうには私は考えるのですが、その私の考え方に對して、大臣はどのようにお考えですか。

○國務大臣(郵務一君) それはですね、昭和四十年度の予算を見ても、確かにもう少し前に上げておかなければならなかったくらい会計だと思ひます。これがいろいろな料金の値上げの時期に一緒になったことも、それは私自身はかなりちゅうちょを感じた理由でもあります。ただし、それはともかくとして、過去はともかくとして、とにかく私は上げなければいけない。おっしゃるやうに赤字が出たから、それでどうにもつじつまが合わなくなったからというもののじゃなくて、一体郵便事業というものは最も能率的に、なるほど収支は合っておるけれども、それは非能率である、合理的でないというふうな経営でございます。事業の経営それ自身が、これは国鉄とか電話だとかというふうな仕事に比べれば、非常に簡単な仕事なんです。ですから、事業の経営が最も堅実な状態であるのには、一体どういふ時期に料金をきめたらよろしいかというほうから、ものを判断していくのが筋だと思ひます。そういう意味合いでは、おっしゃることはごもっともだと思ひます。ただまあ、さてそれじゃやってみようというときに、これじゃもう少し機械化をしたほうが合理的であるから、いまは収支償ってこれだけ黒がある、来年も出そうだが料金を變更しようということ、なかなかふん切りがつきませんで、したがって、どうにもやりくりがつかなくなつていたというところであることは、率直に私も感じております。しかし、それだけにどうにもせよ詰まつた状態ですが、この辺で少しこれからのあり方というものを考えていかなければならぬのだということ。

それからもう一つ、私、省の中で役所の諸君にお願いをしておりますことは、今度あたり、これはいろいろなことから私自身が御指摘を受けたのであります。舟橋聖一さんなどが言われるのもそれで、いよいよ上げるときになつて、あれやこれやで上げなければいけません、ああいうたぐい

のことを、ふだんもっと親切にありのままの状態をさらけ出していただければいい、いまになつて幾ら君らパンフレットをわかりやすくものを書いて送つてきたって、やっぱり何か弁護しているやうに受け取れぬぞと、だから苦勞をして書いたやうが、あれはあまり響かなかつたのだと、私はそれはおっしゃることすなわち肯定しながらさうだろと感じたのですが、これからはむしろ郵便料金というふうなものについては、それはその利用者に対してどういふぐあいにやっていたかと、一番自他ともにいいのだというやうなことを理解していただくと同時に、そういう面でももう少し国民の前にいつも明らかにしていく、こういう努力が少し足りなかつた、それはこれからぜひひいたさなければいけません。

○野上元君 確かに料金値上げあるいはその他国民に不利益を及ぼすことを計画した場合には、事前に十分何といふか、メンタル・マツサージといふんです、そういうことが必要なんです。ところが實際行政官庁の場合には、そういう宣伝費もない、方法がなかなかむづかしいということもあるでしょう。あるでしようが、しかし、そういうことは常に心がけてやらなければいけません。うので、来たるべき時期を予想されるから十分その点は考慮してもらいたいと思ひます。

それからいまあなたが言われた中に、料金の値上げは、赤字でつちもさつちもつかなくなつたんだというのではなくて、能率の向上あるいはサービスの改善というやうなことが實際は主目的なんだと、こういうふうな言われておりますが、しかし、次期のいゝゆる原価の再計算をするときに、おそらくあなたの御発言から見ると五年後だといふやうなことを言っておられるのです。五年のときには、また赤字でつちもさつちも動かなくなつて、それで料金値上げの正当性をそこに求めよう、こういうことを繰り返して、繰り返しやっていると、これはいいでしようか。能率の向上、あるいはサービスの改善といふことになれば、いわゆるコスト的に言へば、コストダウンを

十分に考慮しながらやっていかなければならぬはずなんです。しかし、実際には原価計算が行なわれるけれども、原価管理というのは公共企業の場合行なわれなければならない、これが実態だろうと思うのですが、そういう心配は五年後にならないですか。五年後にもやはり心配は五年後にならないで、こういふことになるのじゃないですか、また。

○国務大臣(郡祐一君) それでは、先ほども鈴木さんのお尋ねの中にあつた四十三年度から平均五五の率の増を見ておる、いままでの実績から見れば、もし景気の状態や何かの安定した状態を前提とするならば、見ざるのじゃないか。そうすれば、五年というのを考えれば、もう少しく幅でいいんじやないか、そういう見方もあると思ひます。しかし、私はむしろ平均五五というのは妥当なところを押えているのだと思ひますし、しかし、確かに公企業と申しますか、ほかのは別といたしまして、郵便事業全体を見て、もう少し何と申しますか、経営自体の近代化的なセンスが、これが取り入れたならば、すぐそれがどれだけ金額に響いてくるというとは別といたしまして、長い将来にはそのほうが働かざるも国民に対していいことである。しかも長い間では、やはり支出の面でも負担を軽減していくことができるのだというふうな方法がどうもありそうに思ふのです。これはしかし、私どもの勘ではなくて、部内

のそれぞれ専門家に頼んでおるのであります。それで私はどうにか、なかなか五年先のことを予断できないのでございますけれども、五年先という万国博覧会の、あの博覧会は宇宙開発の博覧会だそうである、世の中だいが変わつてきておると思うので、そうするといやでも私は郵便事業というものは、それはほかの宇宙開発に比べて非常に素朴な歩みをしていきますが、やはり郵便事業というのは、たいへん近代化のスピードを進めていかねば時期である。ところが、この五年の間というものを、私どもが機械化とかやれ何だと言つておりますけれども、これは

まことにそれに見合つてゐるものではございませう。ですから、とにかくこれを出発いたします。五十年後、とにかくこれを出発いたします。考へるという状態はなくて、もう来年、とにかく郵便料金の御決定をいただきましたならば、来年の四十二年度から料金というものは、もっと何か精密な状態にものを置かなければいけない、こういうものだろうと確かに思ひます。で、おっしゃる通りに、ちもさつちもいきません。私どもの申し上げておきますように、元来悪いことをしておりませんから、どうか申しわけありませんが上げてくださいますと、これを繰り返して欲しいということは、このようないふ意味合いのお願いはもう限りで、この次はもう少しスマートなお願ひのしかたをするようにぜひありたいと思つております。

○野上元君 五年先のことをとやかく言つてみても、これはどうにもならぬことですから、できるだけ狂わぬ計画がほしいということですから、経済成長率と郵便の伸び率というものを比較してみますとね、必ずしも経済成長率とは一致しないのじゃないかというふうには思つてゐるのです。七年のいゝゆる不況のどん底にあつたときにも、郵便物はきつめて順調に伸びておるのです。なせこういふふうには伸びておるのかと思つて、実は私も研究してみましたが、それは国民総支出の中に占める個人消費あるいは政府消費その他一切の消費が下がつておらないのです。三十三年も三十七年も。下がつておるのは生産部門のほうなんです。在庫投資だとかそういうほうは著しく下がつておりますが、しかし国民消費あるいは政府消費——政府需要といふものは、全然大きく下がつておらない。だからこの三十三、三十七年にも郵便物は順調な伸びというか、大体下がらないで済んだのじゃないかと思ふのです。だけれども、そういうことを考へてみますと、単なる経済成長率の平均のパーセンテージで将来の

郵便物をはいいていくと、非常な狂いが生じてくるのじゃないかというふうには、実は私は心配しております。郵務局長はなかなか、将来経済成長率が伸びる予想できるという強気なようですが、郵便の伸びが必ずしも経済成長とさういふものの、経済成長率と郵便の伸び率とは一致しないのじゃないかというふうな心配があるから、その点も十分に試算をしておいてもらいたいと思ふのです。それと同時に、国民の消費傾向として、衣と食は足つて住は不足しておりますが、将来どこに伸びていくかという、住には伸びていきますが、その他今度は娯楽、通信、レジャー、こういうものが非常に伸びるという予想を立てておる学者もあるわけですから、そうしますと、郵便の物数増加から見れば、いい影響を与え

るということも予想できるわけですが、さういふことを全部計算をしてみても、狂いのないやうにして、できるだけ狂いのない計算を立ててもらひたいと思ふのです。というのは、狂えば、どこかにしわが寄るということですね、必ずしわが寄るのです。そのしわが一体どこに寄るかが問題なんです。それはまた後にその問題については、できるだけ明らかにしていきたいと思ひます。

次には、郵政は特別会計であり、独立採算をとつておるのだということを言われるのですが、その確固たる根拠というものは、何に求めておられるのですか。

○政府委員(淺野賢澄君) 郵政事業におきまして、独立採算制を採用するという明文はございせんが、ただ郵政事業特別会計法におきまして、一条におきまして、企業的に郵政事業を経営してまいる。それから十六条におきまして、資金の自主性、公債、借入れ金、特にこの中で国の財政法によります国の場合におきましては、業務の運営に要する場合には赤字公債が出せませんが、郵政事業におきましては、そういった場合にも出すことができる。それから二十条で余裕金の運用とか三十六条で利益金の処分、欠損の処分、こういう項目がございまして、これらが郵政事業は

独立採算でやつていくやうにきめられておる、かようにさういつた面から解釈いたしております。

○野上元君 私郵政事業特別会計法を見てみたのですが、いまあなたが申し上げられたやうなところをつまみ食いして、それを出して見て、まあいゝゆる独立採算制なのかというところがわかる程度なのですが、この点はもっとはっきりする必要があるのじゃないですか。

○国務大臣(郡祐一君) 私も郵便法それからこのたび改正をお願いいたしました。しかし、一条等については触れませんでした。これは一条というのには、ある意味ではなかなかよくできておると思ひます。何か非常になめらかな表現であつて、この中で均一主義であるとかそれから独占であるとか、それから決して必要以上なものはちやうだいしないやうにと、いろいろな思想が入つております。しかし、もしこれをもつと理屈を言うならば、なるべく安くていいやうな表現で一体料金というものがあらわれるものだろうかとどうかという気はいたします。それから特別会計、企業的に事業をやつていけよということであれば、ただいま経理局長が申しましたとおり、ほかにどうも郵便事業のようなものは、ほかに考へようがございせんから、それから独立採算の根拠が出てくるのだということは言えるのだからと思ひますが、特別会計法等については、将来はあるいはもう少しはっきりと事業そのものの根拠になるやうな、根拠を与えるやうな改正をするというやうなことは、あるいは私は必要ないかと思ひます。

○野上元君 私は独立採算であるかというところは、料金決定の大きな条件になると思ふのです。これによつてきまると思ふのです。料金の理論的根拠が。だからそれを求めてみたのですけれども、びつちとしたものがないのです。その点を非常に私は残念に思つておるのです。将来ひとつこの点は何かの方法で十分研究してもらつて、はつきりできるものならばはつきりしたほうがいいんじやないかというやうな気がするので、さうしない、なるべく安い料金でというよ

うなことがあるし、企業的にやれということもあるし、そこで料金決定に混乱が起きる。理論的あるいはいまいさが出てくる、こういう実感を感じたわけですから、その点をひとつ一ぺん検討してもらいたいと思いますが、独立採算制といった場合にも、解釈が幾つにも分かれているのです。たとえば企業的な独立採算制、いわゆるボーイング・コンサーンとしての経済的自立性を目的とした独立採算制というのがあるのです。第二番目には収支を均衡すればよろしいという独立採算制があるのです。そのうちの収支均衡の中にも営業費用だけでよろしい、費用のはうはというのと、いや資本費用も含めた収支のバランスという独立採算制もあるのです。一体その郵政省の場合ほどの解釈に基づいて、独立採算制と言っているけれども、どの部類に属するのか、その点ひとつ経理局長、はっきりしてもらいたい。

○政府委員(淺野賢澄君) 現在の会計法からいりますと、独立採算の明文はないわけですが、出てくる。それだけだ資本的な費用まで料金の中に求めるかどうか、結局そこへまいると思ひますが、現在公共企業、国営企業、こういった分野におきまして、公共企業におきましては資本的な費用に充当すべき公正報酬とか、こういった面はある程度考え得るというような考えが強いようでございますが、国営企業におきましては、まだそういった点に至っていないのでございます。特に郵政事業のように、投資をしましてもそれが直ちに大きな収益を生んでいくと、こういった分野がないだけに、その点は非常にむずかしいことになると思ひます。ただ何と申しまして、こういった国の事業であります以上、自前でやれます場合が、一番従来の、よい悪いは別にいたしまして、従来の長い経験としまして、自前でやっていた場合が、一番事業がうまくいく、こういった面から見てまいりますと、でき得べくんば料金の中でそういった分野が少しでもあったほうがいいんじゃないか、こういうふうに考えられます。ただ物価に

及ぼす影響等から料金の幅を考えてみますと、なかなかそこまでは十分にはいけないところから、資本支出につきましては、やっぱり借り入れ金でまいる、そして長い目で償還、利払い、その他を処理していく、こういったことしか方法がない、かように考えております。

○野上元君 私、やっぱり料金決定の根拠がないからいきなり料金に食らいついてしまつて、料金をどうするかという問題になっているわけですね。私の言いたいのは、そういうことじゃなくて、料金の決定される基本的な条件、独立採算制であるということ、原価主義であるということ、と、原価は原価補償主義であるというやうなものがきまらないと、料金を幾らにしようとしても、いかにせん料金になつてしまふのです。だから私は先ほど言ったように、これは価格じゃなくて、アトだと、こう言ったのです。妥協だと言つたのです。いつでも変わり得るわけですね。そのところは、もつと私ははっきりすべきじゃないかと実は思ふんです。で、あなたの御答弁の中から、どの部類に属するのかがはっきりとわからないのですけれども、いま私は三つ例をあげたのですが、たとえば経済的自立性を確保するための独立採算制、それから単に収支の均衡のみを目的とした独立採算制、その中にも、収益と営業費用の収支、バランスだけを考へておるものと、収益と営業費用プラス資本費用を加えたもののバランスを考へておるものと三つあるのです。独立採算制というものの解釈の中には、だから、郵政というのはいくつかのどれに属するのか、どれに属するのかによつて、料金決定の私の考え方は非常に違ふのです。それを聞いておるのですかね。

○政府委員(淺野賢澄君) 経済的な独立性を得たといふのはたてまえでありまして、しかし実際問題としましては、資本費用につきましては借り入れ金でまいる、こういう中間的な立場に立つと思ひます。

○野上元君 そうしますと、独立採算制であるといふことになる、原価主義をとっているわけ。そうですね。それは原価補償主義ですか。

○政府委員(淺野賢澄君) 原価主義、結果的には原価主義をとっております。それで現在の法律上は、原価主義をとるというのをうたつておりません。しかし原価計算はするようになつております。それから将来の料金を出します場合には、独立採算であります以上、必要とする金に見合う、結局将来必要とする総原価に見合う料金を求めることになりまして、したがうして総合的に原価補償、こういうことに相なるのではないかと、かように考えております。

○野上元君 先ほどの独立採算制をはつきりうたつてないと同時に、郵政事業特別会計の中には原価主義もうたつてないのです。ただ原価の計算をすべきだということになつていくわけですね。この条文の目的は、財務諸表をつくる一つの基礎資料という意味じゃないかと思ふんです。私は料金決定の原則になつておらぬと思ふのだが、その点どうですか。

○政府委員(淺野賢澄君) 料金決定の原則としては、明文といたしましては、できるだけ安い費用でやるといふ郵便法の一条、それから特別会計法の結局一条になります。企業的に経営していく、こういった両者から出ていくように相なると思ひます。したがうして、先生のおっしゃいましたように、料金の出し方の基準という条文は、現在のところはございません。

○野上元君 私はそういうあいまいなことだから、郵便料金の場合は非常に問題が残ると思ふんです。料金決定の原則は、安い料金だと、それに企業的なものを加味するのだと、そうしたら今度の五〇%の値上げなんというのは、なるべく安い料金じゃなくて、なるべく高い料金ということになる。それは原価補償主義というものががっちりときまつておらぬから、こういうことになるのじゃないですか。たとえば国鉄の運賃法を見ると、その点ははっきりとわかれていくわけですね。あなたのほうでなければ読んで聞かせますが、国鉄運賃法の第一条第二項第二号に「原価を

償うものであること。こういふふうに、原価補償主義といふのがちゃんと入つていくわけですね。したがうていふものは、自然と出てくるわけですね。それで、原価補償要素の中心には、国鉄の場合には公共的必要余剰といふものが非常に含まれております。ちよつと読んでみますと、まず第一に都市交通対策に要する費用、それから線路増設に要する費用、ターミナル改善に要する費用、線路改良に要する費用、保安対策に要する費用、車両増備に要する費用、その他、こうなつております。これが原価構成要素の中に入つてよろしいというのです。これが公共的必要余剰だといふわけですね。これは原価補償主義の場合には認められるというのです。公共企業として、いわゆるボーイング・コンサーン、これを認めなければ料金というものは成り立たないのだという考え方が、はつきり国鉄の場合には出てくる。ところが郵政の場合には、なるべく安い料金というだけで、その企業の経営というものが明記されておるにもかかわらず、その裏づけといふのは、はつきり言へば全然ない。その点が私は非常に弱みじゃないかというやうな気がするのです。あなたのほうの原価要素の中には、いわゆる公共的必要余剰といふのは入つていないのですか。

○政府委員(淺野賢澄君) 総合的に計算をしてまいりますと、結果的には入るようになるのではないと思ひます。そういう点につきまして、条文の具体的な面、それからこういった法律のあり方につきましては、先ほど大臣が申し上げましたように、検討すべきではないか、こういうふうにし上げましたが、現在のところを見ても、明瞭に正面からは出ておりませんが、ただ、十六条を見てみますと、先ほど申し上げましたように、業務の運営に要する経費の財源に不足が出たときは、その会計の負担において借り入れができる。それからまた利益金が出た場合には積み立て、並びに欠損の出たときには取りくずす、こういった点から見ますと、やはり

この会計の責任において、原価補償主義というものが背後にはある。それから料金は、やっぱり料金において事業は自主的にやるべきであるということがあるものと解釈いたしております。

○野上元君 郵政事業特別会計の第二十條には、余剰金の処理について書いてあるわけですが。余剰金というものが生ずるといふのは、先ほど言った独立採算制のうちの第一の経済的自立性を確保する独立採算制、その場合には公共的必要余剰というものが認められるということが採用されておらないと、余剰金というものは原価の中から生まれてこないはずで、そうでしょう、収支償うものだけであるということであるなら、余剰金なんて理論的に出るのははずしいです。ところがこの特別会計の中には、余剰金というものがちゃんと明記されておる。だから、一体どういうことを考えておるのか、私はどうもよくわからない。だから私の言いたいのは、原価を少なくとも償うべきものであるという料金の基本に持っていないか、と、あなた方が将来の計画を立てられるに非常にごあい悪いんじゃないかというふうに思っています。で、あなたは、結果的にはそういうものが入った原価主義である、こういうふうに言われている。それで非常に計画というものが成り立っている。結果的にそうなったんだということ、結構にそうなんだと言われれば、今度郵務当局でつくった五カ年計画といふが、五年後を目ざしてつくった今度の郵便料金改定のとくに、明らかに原価計算をされたわけですね。原価計算に基づいて計画が立てられたと思うんです。そのときの原価構成要素の中にはどういふものが入っていますか。

○政府委員(淺野賢澄君) ただいま私どもでいたしておりました原価には、決算をたてたあとにいたしました決算原価主義でございます。ただ、将来の料金に對しまして、将来の収入を見通しますために、総合原価主義によりまして見込みを立てておるわけでありまして、ただ、その場合に原価の構成

要素として何を見ているかというお話でございますが、これにつきましては、営業費とそれから減価償却費、支払い利子、こういったものを原価の構成要素として現在見ております。

○野上元君 そうしますと、私がさっき言った公共的必要余剰といふのは、その中に含まれておらない。いわゆる営業費用プラス資本費用、これが郵政省の場合の原価、こういうふうに解釈してよろしいんですか。

○政府委員(淺野賢澄君) 資本費用も償還金程度しか見ておりません。あとは借り入れ金でやっていくんだと、こういうたてまえになっております。償還金は支払い利子と同じように本来ならば資本支出であり、利益金処分の一部だとは存じますが、これも、こういった利益を生まない投資を、投資としての郵便局金とか、利益を生まない資本支出が主体でありますので、郵便事業におきましては、せめて償還金ぐらゐは利払いと同じ形におきまして原価の要素にせねばなるまいと、こういったところから、この程度は原価の構成要素にいたしております。

○野上元君 そういう原価だと、郵政事業特別会計法第二十條にいう余剰金というのは、理論的には生まれないんですな。

○政府委員(淺野賢澄君) この余剰金は二つに分かれておりまして、年度途中におきます余剰金等も、これによりまして資金運用部に入れます点と、それから決算上出てまいりました利益も、料金値上げがございまして、当初五年であります。二、三年の間は相当利益金が出てくるわけでありまして、そういった場合の運用ということもこういった面から考えられますが、これはそういう意味における限定されたものである、かように思っています。

○野上元君 あなたの言われる利益金といふのは、どういふ性格のものですか。

○政府委員(淺野賢澄君) この会計はやはり自主性を一応持っております。収支の差額は差額として、出てまいりました剰余金は利益金として積み

立てると、こういった場合の、一般の利益金と同じであらうと思つております。

○野上元君 いずれにしても、先ほど言いましたように、原価補償主義といふものをばっちりたうというところは、私もいま答申書といふものを初めて見たんですが、その中にもやはり書いてあるんですね、そういうことが、なぜ、今度改正してそういうことをやらなかったのか、ふしぎに思っているんですけれども、そういうせつ々しいサゼッションがあったら、どしどし採用して、あなた方やりやすいようにすべきだと思います。私はそれがきまらないと、いつまでも郵便料金といふものはごたごたもめると思つております。そういう点を、もう一べんよく検討してみてもいいと思います。

それから、光村委員が本会議で総理大臣あるいは郵政大臣に質問したときに、こういう質問をしたんです、郵政事業、郵便事業の内容を見ると、一種は黒字だと、それから二種はまあほとんど、三種以下赤字がある。その黒字を大幅に値上げをして赤字のところを埋めていくといふことは、明らかに誤りではないかと、こゝ言つたところが、総理大臣の答弁はですね、郵便事業は総合原価方式をとつておるので、その点は問題ありませんと、こういうふうにご答弁したのですが、いまでもやはり郵政大臣はそういうふうにお考えですか。

○國務大臣(郡祐一君) これはどうも各々別ごと、に、それこそ種別ごとにとびつたり合はして、絶えず料金を変えていくといふような考え方も、考えとしてできないことではないと思つて、ただ、もう全国均一のサービスを。まあそれで私はある意味で郵便法の一途といふものは、非常に含意があると思つて、なるべく簡単に——ところ

がそれに比べると、私も反省をしながら、ほかにもやりやうがないなと思つたのであります。今度の一種の料金等は少し複雑になっておるかと思つて、しかしながら、とにかく簡単にきめてまいるといふ場合に、そして、しかも非常に慣

熟した状態に置くとするならば、それぞれの種別ごとで見当をつけまして、そしてひんばんに変えるといふことは適当じゃない。それじゃ、今度、ひんばんに変えずに各々別でやつていったらどうかといふことになりまして、同じ、今度、一種と五種を寄せましたけれども、書状にいたしまして印刷したやうな信書が、今度は非定形という形で出てまいりました。同じやうな種類の事業でありますから、これは総理がお答えいたしましたように、総合原価主義で配賦をしてまいる、このやり方で非常に不合理だといふことではない。もし、いまの状態でだんだんと直していかなければならないとすれば、とにかく五割上げましたから、この際はその限度にとどめましたけれども、第三種の低料扱いの分を直していくといふやうな点は問題があると思つて、あると思つて、あるけれども、光村さんにお答へしたと同じやうな意味合いで、全体の独立採算をはかつていく、こういうぐあいに考えております。

○野上元君 私はね、そのところがちよつと理解できないのは、この総合原価といふものの概念は、これは営業費用プラス資本費用イコール総合原価、こういうふうになっておるわけですね。これが一般に認められた総合原価の規定ですが、それを考えてみると、光村氏が質問しておることとは全然違ふんですよ、その内容が。一種と二種、三種のほうの料金をきめるのはいわゆる料金構造なんであつて、どが黒字で、これはどが赤字かといふことは、総合原価といふものとは関係がないことなんです、総合原価といふ文字、言

い方をすれば、そうでなくて、総合原価といふものは、イコール営業費用プラス資本費用、あるいはまた国鉄等では公共的必要余剰、こういうものが含まれたものをいわゆる総合原価と言つておるわけですね。光村氏が聞いたのも、私が聞きたいのもそうじゃなくて、そういう総理が答へしたやうな総合原価の考え方じゃなくて、一種は黒字なんだから、それを値上げをして赤字のほうを埋めていくといふのは、それはおかしいじゃない

立ると、こういった場合の、一般の利益金と同じであらうと思つております。

○野上元君 いずれにしても、先ほど言いましたように、原価補償主義といふものをばっちりたうというところは、私もいま答申書といふものを初めて見たんですが、その中にもやはり書いてあるんですね、そういうことが、なぜ、今度改正してそういうことをやらなかったのか、ふしぎに思っているんですけれども、そういうせつ々しいサゼッションがあったら、どしどし採用して、あなた方やりやすいようにすべきだと思います。私はそれがきまらないと、いつまでも郵便料金といふものはごたごたもめると思つております。そういう点を、もう一べんよく検討してみてもいいと思います。

それから、光村委員が本会議で総理大臣あるいは郵政大臣に質問したときに、こういう質問をしたんです、郵政事業、郵便事業の内容を見ると、一種は黒字だと、それから二種はまあほとんど、三種以下赤字がある。その黒字を大幅に値上げをして赤字のところを埋めていくといふことは、明らかに誤りではないかと、こゝ言つたところが、総理大臣の答弁はですね、郵便事業は総合原価方式をとつておるので、その点は問題ありませんと、こういうふうにご答弁したのですが、いまでもやはり郵政大臣はそういうふうにお考えですか。

○國務大臣(郡祐一君) これはどうも各々別ごと、に、それこそ種別ごとにとびつたり合はして、絶えず料金を変えていくといふような考え方も、考えとしてできないことではないと思つて、ただ、もう全国均一のサービスを。まあそれで私はある意味で郵便法の一途といふものは、非常に含意があると思つて、なるべく簡単に——ところ

がそれに比べると、私も反省をしながら、ほかにもやりやうがないなと思つたのであります。今度の一種の料金等は少し複雑になっておるかと思つて、しかしながら、とにかく簡単にきめてまいるといふ場合に、そして、しかも非常に慣

熟した状態に置くとするならば、それぞれの種別ごとで見当をつけまして、そしてひんばんに変えるといふことは適当じゃない。それじゃ、今度、ひんばんに変えずに各々別でやつていったらどうかといふことになりまして、同じ、今度、一種と五種を寄せましたけれども、書状にいたしまして印刷したやうな信書が、今度は非定形という形で出てまいりました。同じやうな種類の事業でありますから、これは総理がお答えいたしましたように、総合原価主義で配賦をしてまいる、このやり方で非常に不合理だといふことではない。もし、いまの状態でだんだんと直していかなければならないとすれば、とにかく五割上げましたから、この際はその限度にとどめましたけれども、第三種の低料扱いの分を直していくといふやうな点は問題があると思つて、あると思つて、あるけれども、光村さんにお答へしたと同じやうな意味合いで、全体の独立採算をはかつていく、こういうぐあいに考えております。

かというのは、料金構造に誤りがあるのではないかと、かようなことを聞いておるわけなんです。ここにもやはり原価補償主義の問題が出てきておるわけですね、はつきりと、郵政事業の場合には、その点をついた質問しておるわけなんです。総括原価というものと混同してらうては困ると思うんですが、その点はどうか。

○国務大臣(郡祐一君) 確かに、これは総括原価主義と、ことばで申し上げますよりも、むしろ私は、ある意味でそれと同じ郵便なんでありまして、それから、それぞれの一種、二種、三種、四種に配賦をいたしておりますというふうな言い方をしておる場合もあるのですが、ね。ただ私は、国鉄などと非常に違いますが、むしろ法律自体が非常にその点について総括原価主義なり独立採算のあらわし方というものは非常にいいまいであります。それは、ある意味で郵便事業というものは非常に素朴な事業であります。それから、先ほど御指摘になりました点ですが、確かに私は、景気の動向と必ずしも一致しているものじゃないように思います。たまたま近ごろの終戦後の状況を見ますと、カーブをかくてみまると一つのカーブは出てくると思います。しかし、これは非常に短い間の、二十年ぐらいの間のカーブをとっておるのであります。むしろあるところまでは伸びてまい。必ずしも景気の動向にかかわらずに、そうしてあるところまでいけばそう伸びなくなつてまい。というものが、郵便じゃないだろうか、こんなぐあいに考えます。したがって、そういう景気の影響等も、企業でありますと影響を受ける場合が非常に多いのです。そういう受け方もなくて、むしろあるところまでは伸びていく。そうして、伸びていく過程で封書のほうがふえて、はがきのほうが減っていく。はがきに当たるものは、ほとんど絵はがきだけにだんだんなっていくとか、そうすると、景気と合わせて考えますよりも、郵便事業というものの長い歴史を持っているそれぞれの国でどんな動きをしていくのかということを決めてつけるのが必要なんじゃないか。したがって、

て、そういう材料等も現に郵政部内でも取りそろえるように用意はいたしております。そういうしただけで郵便事業独特の一つの発展があり、また事業が非常に素朴である。したがって、法律等の根拠も鉄道の事業等に比べますと、だいぶ立て方が違つておる。しかしながら、そういう事業であるとするれば、その特徴に合わせてどういう経営をいたしていくかということの根拠がある。それから、それに伴つて料金の決定についても正確な根拠があるというところは、私は将来のために望ましいことだと思つておる。このたびの改正は、そこまですべておこなうけれども、これはひとつ研究問題として郵政部内にしよせていただきたいと思つておる。

○野上元君 確かに国鉄あるいは電電公社の事業と郵政事業を比べた場合に、二つの事業のうちに膨大な固定資産はないわけですね。あるいはまた、長期の貸借契約もまた郵政の場合には少ない。したがって、同じ公益性でも性格は若干違ひます。しかし、いまは全般的に見て、世界的に見て、やっぱり郵便事業も、いよいよ公益企業として企業の経営をする方向に漸次移行しつつある。そのほうが国民に対するサービスがよくなるんだという考え方があつて、郵政当局もひとつ積極的になつていく点に研究してもらいたいと思つておる。それと同時に、郵便料金というのはいわゆるサービスですから、サービスの形が変わつたものだから、したがって大衆がそんなにたくさんサービスを望まなければ、料金は上げる必要もないし、低くてもいいのです。しかし、大衆はサービスは非常に望むというならば、高いサービスを望むというならば、それは当然料金です。これはもう対応的なものなんですね、サービスと料金とは。その点国民にもっともアビールしていかねばいかぬと思つておる。先進国においては、料金よりもサービスに重点を置いておるわけですね。サービスを高くしてくれ、料金は高くてよろしい、当然これはついてくるものですから。ところが後進国にいくと、サービスより料金がまず頭にきて、料金を低くしてくれ、しからばサービスも低くなります、けつこうです、というのが後進国の支配的な傾向のようですね、大体。日本は一体どの程度にあるのかということになるのですが、郵便法の第一條を見ると、なるだけ安い料金というから、後進性を持つておるんじゃないか。郵政省自身が認めておるようなことになつておる。そういう点もひとつあわせて今後十分考へてもらいたいと思つておる。

それから料金の個別的内容なんですが、ね、一種、二種、三種、小包、小包は法定料金ではないけれども、おそらく先ほど言つた意味の総括原価の中に入つておると思つておる。これは十分に計算しながらはかのものとのバランスをとつたと思つておる。そうしますと、独占的性格を持つた一種、二種、これが大体黒字であつて、価格競争的な性格を持つた三種、四種、小包が赤字なんです。こういうものを全部ひくつて同一範疇の中に入れて料金を包括的に計算していくという方向は誤りじゃないかというふうに私は思つておる。たとえば価格競争的な品種については、原価で計算してもよろしいと思つておる。で、それが高くなつたらこれは競争的性格を持つておるので、高ければ利用者がこないだけではないのです。ほかの安いところに行くでしょう、独占じゃないのです。一種にしたら独占だからいいやでも郵便局にこななければならぬ。この一種、二種の料金は独占価格だ、いわゆる競争価格の料金の決定方法と全然別個でなければならぬ。これを全部ひくつて総収益の中で案分していくというき方は誤りじゃないかと思つておる。その点、郵政当局はどう思ふますか。

○政府委員(長田裕二君) 仰せのように一種、二種、特に一種の中の筆書した書状と二種は独占的な業務の中核をなすものでございます。この料金が原価計算をするときには、実ははがきのほうは、二種のはもう赤になつておるわけですから、一種、一種などは黒で、三種以下の必ずしも独占でないものが赤だということの御指摘でございますが、三種以下につきましても、実は事務の性質からいたしまして、普通の運送業務の対象になるわけではございません。非常に軽い小さなものでございまして、他の運送業務にこれをかけます場合には、自然非常に高い価格にならざるを得ないということから、価格の面をいたしまして、あるいはまた地域の面にいたしまして、郵便業務のような全国的な組織を持った業務はほかにごさいませんので、事実上やはり独占だということになりますので、私はその面を、私どもがはかに競争事業を許しておるものについて特に価格を低くして、それで独占業務のほうにそのしりをかぶせておるということでは決してないというふうにかぶせておると思つておる。

○野上元君 この答申を読みますと、「諸料金の決定方法」の二の項に、「文化政策的、社会政策的な料金の軽減については本来郵便事業で負担すべきものとは考えないが、急激な是正は困難と思つておる」とある程度やむを得ないであらう。しかし、その際低料金のもので少なくともそれを取り扱う直接の経費に見合う程度には定める必要がある。」「こういうふうに行つたわけでおるわけですね。それでこれを現実に実行していけば、一種の料金とこれらの料金とは、格差を縮めていかなければならぬと思つておる。一挙にはできないけれども、急激にはできないが徐々にやらないか、こういう思想がこれには含まれておると思つておる。ところが今回の料金の値上げを見ると、新聞も五〇%でしよう、一種も五〇%でしよう。これはこの答申を無視したことになるんじゃないか。こんなことを繰り返したら、また五年はだめですよ。ね。そうするとこれを繰り返していけば、いつまでもこういう状態になるんじゃないですか。その点はなぜかこういう処置をとつたのか。

○政府委員(長田裕二君) 今回の料金改正だけでは比較いたしますと、お説のようにもなるかと思つておる。実は御承知のように一、二種につきましては、三十六年の料金改正の際には据え置きにいたつて、

たしております。二十六年の改正のときから見ますと、当時はがきが五円、低料三種が一円、それが今度の改正によりまして七円と三円になるわけでございます。これは二種でございます。一種につきましては、十円と一円の比率が十五円と三円の比率になるというようにもなりまして、この郵政審議会の郵便事業近代化に関する答申のとおりにまだ現在到達はいたしておりませんけれども、その方向に向かって逐次歩を進めていけると、そういうことにはなるかと思っておりますし、また私もさような心がまえでいるわけでございます。

○野上元君 前回の郵便料金の改定でせっかく接近したのを、またそのまま継続したってことになるわけですね。一つのチャンスですね。チャンスはやっぱりつかんで生かしていかないと、また五年間同じことになるといふことになりすからね。そういう点も、やっぱりさっき言ったように原価主義なら原価主義に戻ってはっきりした政策を打ち出していく必要があるんじゃないかと、まあこのように考えますが、ひとつ参考にしてもらいたいと思ふんです。

それから、この郵政事業特別会計というのは、非常に変な会計なんです。たとえば、この中には郵便貯金事業もあるし、簡易保険事業もあるし、年金事業もあるし、電電公社の委託もあるし、いわゆる企業でない、まあ通り抜け勘定というふうなものも全部含まれておるし、ということとで、非常に何というか、すっきりしないわけですね。で、貯金あるいは保険の特別会計があるなら、郵便の特別会計もあっていいんじゃないか、こういうふうな思ふんだがね。そうすればもったいなく料金の問題等についても浮き彫りできると思ふんです。その点はどうかですか。

○政府委員(淺野賢澄君) 御意見のようなことも十分考えられるわけでございますが、ただ、郵政事業の末端におきまして、まあ特定局におきましては、総合的にいろいろなものを扱っております。その点の面まで考えていかないと、あとの段取り

が非常にめんどろになります。当面いまの形の特別会計が一番便利である、こういうところから出発したものと考へております。まあ将来そういう点も検討は要すると思ひますが、とにかく郵便局の形がああいう形であります限りにおきましては、いまの形は便利であるといふことは言えるんじゃないかと、かように考へております。結局、あと処理の手数を省くという面から見ましていふところの落ちついたと、かように考へております。

○野上元君 で、あの中にはたくさん会計がありますね。あれ全部取り去って、不純分を取り去って残ったのが郵便特別会計ですか、計算上は。

○政府委員(淺野賢澄君) さように相なっております。

○野上元君 そのために非常に見にくいわけですね。だから郵便事業といふものが、独立会計として確固としたものがなくなるのじゃないかというふうな心配があるわけですね。その点はひとつ研究をしてもらいたいと思ふ点です。

時間がなくなつたので先を急ぎますが、郵政大臣は、五年間は郵便料金を値上げしないでよろしいと思ふ、こういうことを発表されているし、総理大臣まで発表されておりますが、あれはどういう根拠に基づいているのですか。

○国務大臣(郵務一君) 詳細は郵務局長からお答えいたしますが、結局四十一年度の料金改定による利用減を見、四十二年でそれが回復し、その後どのようになり手がたく見えても、四十三年度からの三カ年、平均五割の増は見込み得る。そうすると歳出のほうの人員費なり、物件費なりの見込み方というものを、物価の状況等を勘案いたしまして、人員費、物件費の今後の傾向を一応考へますと、五カ年間の収支のバランスがとれる。ただしこの点につきましては、私どもも確かにこの夏ごろには発表される政府の長期の経済の見通し等をあわせまして、十分と考へなければならぬと思ひます。ある意味合いで収入においてもや

や内輪に、歳出においてもやや不確定な要素を込めながら、一応五カ年の収支の見込みを立てると収支の均衡がとれる、こういう状態でありまして、ひとつ詳しい点は、郵務局長から申し上げます。

○政府委員(長田裕二君) 補足して御説明申し上げます。今後五カ年間の収支につきましては、まず収入では、その裏づけになります郵便物数、昭和四十一年度で四十年比四・五割の増、これに利用減が加わります。四十二年で四割増、先の利用減は全部回復、四十三年度四・五割増、四十四年度五割増、四十五年五・五割増といふふうに見込みました。これにつきましては、先ほどほかの委員の方の関連した御質問につきまして詳しく申し上げたわけでございます。支出の見込みでございますが、御承知のように一番大きな部分を占めますのが人員費でございます。人員費につきましては四十一年度、四十二年、四十三年度は年七割の増加を見込んでおります。それから物件費につきましては、そのうち賃金につきましては一般の人員費を同様に見ておりますし、集配運送費、簡易郵便局手数料、切手売りさばき手数料の人員費的色彩の強いものにつきましては七割の約半分程度を見込んでおります。それ以外の物件費につきましては、大体物増の増加の比率で見えていたわけでございます。四十一年度の予算が相当望ましい姿で成立いたしておりますので、それで非常に窮屈といひますか、不足なことはまあそうないといふふうに見込んでおります。

まあ近代化関係の機械等の経費も、ほどほどに四十一年度見込まれておりますし、これらにつきましては四十二年以降さらに相当大幅に見込んであるわけでございます。四十四年度、四十五年度につきましては、少し先になるわけでございますが、一応人員費の増加につきましては、まあ物価安定といふような姿があらわれ得るというふうな考へのもとに五割、人員費につきましては、その他の物件費等につきましては、大体物増に見合うもの程度を見込んで出したわけでございます。その結果が先にお手元へお配りしたかと存じます

が、五年間この料金引き上げによりまして千九百四十億円の増加ということになりまして、収入と支出がほぼバランスがとれるというふうな考へている次第でございます。

○野上元君 いまのあなたの計画を狂わせる寄与率といふかね。おかしな言い方だけれども、これを狂わせる寄与率で最も大きいのは物数の問題と、それから人員費だと思ひますね。そうですね。この二つの条件が大きく狂えば、あなたの方の計画も根底からくずれと思ひますね。そこで聞きたいんだが、人員費の七割を四十一、四十二、四十三年の三年間に、各年度ごとに増加率を見込んだと、こういうわけですが、その中には昇給も、それからベースアップも、それから増員も、そういうものをすべて含んでおるのですか。

○政府委員(長田裕二君) 増員の方は別途計算して加えてありますが、この七割の中には定期昇給とベースアップ、両方込めたわけでございます。

○野上元君 そうしますと、七割の中で定期昇給は四・何割くらいあったと思うのですが、何割になりますか。

○政府委員(長田裕二君) ごく最近の予算上の率でございますが、これは新陳代謝等いろいろございまして、三・五割を見ております。

○野上元君 そうしますと、残った三・五割がベースアップということになるわけですね。で、いまの仲裁裁定がまさに出されようとしておりますが、このベースアップは大体どれくらいに見ておられるのですか。

○政府委員(長田裕二君) ちょっと、私その点について見込む能力を持ち合わせておりません。

○野上元君 少なくとも三・五割をこえることは間違いないと思ふ。もしもこえらね、初年度において狂つてくるということになりかねないがどうですか。

う信書が相当——これは四〇数%含まれているわけでございますから、信書というものが、今度の法律の改正によって扱いが変わるということは全然ないわけでございますけれども、ただ従来信書的な一種が一番高く、それ以外のものを安くしているというところから開封にしておりましたのを、料金を両方まとめて全体として能率をあげたというところから、その差別をしなくなった、いわば内容による差異を郵便物についてはつけない。一種と五種との関係については、内容による差をつけなくなったということから、コミニケーショからトランスポートーションというふうなおことばも出るのかと思いますけれども、実際の扱いをいたしましては、私もやはり郵便事業の本質は、筆書であるというところを問はず、信書の送達にあるというふうに現在思っておりますし、また、内部の訓練その他の場合でも、その点を特に郵便事業としては強調してまいらなければというふうに考えております。このたびの法律改正におきましても、二十一条に第一種郵便物の規定がございます。一九ページにございますが、一項の一号に筆書した書状を内容とするもの。二が郵便書簡、三が前二号に掲げるもののほか、第二、第三、第四種郵便物に該当しないものというふうに規定してございますが、実はこの一項一号、筆書した書状を内容とするものというの、論理的には要らない規定でございます。二号と三号だけすれば十分に書き得るのでございまして、内閣の法制局と打ち合わせましたときには、それは削除したかどうかということをはっきり申されたのでございまして、私も、私も論理的にはなくともいいとしても、この点は郵便事業関係者として、また世間の利用者の立場からも相当重要な問題である、郵便の本質的な問題だから、どうしても残しておかなければ困るのだということで残したような次第でございますし、今後ともそういう形で全関係者気をつけてまいるつもりであります。

○野上元君 郵便物の容積及び重量の制限をしたのは、これは長年の経験によるのか、あるいは国際的な何か一つの基準があるのか、その点を教えてください。

○政府委員(長田裕二君) 両方と申せるかと思えます。一種の大きさ並びに重量を六キロから四キロへ、それから容積を四十五センチ、三十センチ、十五センチというところから、四十センチ、二十センチ、十センチというふうな縮めましますとは、現在そのような通常郵便物がほとんどない。四キロ以上のものは、もう私も調べました限りでは絶無といってよろしいわけでございます。大ききにつましても、新しい長さ四十センチ、巾二十センチ、厚さ十センチをこえますものは、中央郵便局等で数日にわたりまして調べましてもほとんどないわけでございます。これは実は一般に使用される用紙、B型四号の大きさが三百六十四ミリ掛ける二百五十七ミリということ、縦も横も若干ずつ余裕を持たせた形でございますし、この用紙のB型四号の上の型になりますと、もう現在の大きさでも入り切れない。包装すれば間に合わないということでございますから、そういうようなことも経験法則からほとんどないということになります。一種の最小限、これは小包も全部でございますが、これは最小限は従来の長さ十二センチ、幅七センチから、長さ十四センチ、幅九センチに引き上げましたのは、これは一つは先般の万国郵便会議において封筒の最小限の大きさをここに定めるように決議いたしましたので、きめると申しますか正式の決定は、次の東京大会できめようということでございますが、一応みんなの意向として決議いたしましたので、一般の封筒製造業者、利用者等にだんだんこれを徹底させてまいろうということからやっただけでございます。現在これににつきましては、たとえば封筒の長さ五号、長さ六号、これらにつきましては幅が九センチ以下でございますので、ちょっと問題がございまして、これは日本の封筒製造業者のほうに昨年十月以来製造も中止しておりますし、JISの規格からもことしの二月にはずされておりますので、二カ年半の猶予期間をもちまして昭和四十三年末までには、町からもほとんど姿を消すというふうに思われるのでございますので、実行上はそう無理はないと思えます。小包の大きさも、小包は重量はそのままでございますが、大きさは現在長さ百センチをメートル、長さ、幅、厚さの合計二メートルを百五十センチというふうに縮めましますのも、実はこれは昭和二十六年の郵便法の改正で、大きさがずっとゆるめられました。お手元にございます五〇ページの資料にもございまして、昭和二十六年の改正で非常に大きくなりましたので、まあそのころは、のこぎりとかギターとかいうようなものが送られたこともございまして、最近ほとんどはかの輸送手段で送られているような事情でもございまして、以前の姿に返すというふうなわけでございます。

和四十三年末までには、町からもほとんど姿を消すというふうに思われるのでございまして、実行上はそう無理はないと思えます。小包の大きさも、小包は重量はそのままでございますが、大きさは現在長さ百センチをメートル、長さ、幅、厚さの合計二メートルを百五十センチというふうに縮めましますのも、実はこれは昭和二十六年の郵便法の改正で、大きさがずっとゆるめられました。お手元にございます五〇ページの資料にもございまして、昭和二十六年の改正で非常に大きくなりましたので、まあそのころは、のこぎりとかギターとかいうようなものが送られたこともございまして、最近ほとんどはかの輸送手段で送られているような事情でもございまして、以前の姿に返すというふうなわけでございます。

○野上元君 よくぼくらは、東海道を汽車に乗っていくと、かんとんというのですか、かんとんを裸のままで郵便車に積み込んでいます。非常に、見とおって、空気を運んでおるようなものですね。空気を運んで一貨車の借料を払わなければならぬというふうな、非常に不経済なものを見たのですが、いまはああいうものはないのですか。

○政府委員(長田裕二君) 現在でもかんとんはやはり送られておりますが、新しい規格を越えるような大きさは、業者のほうでやっておらないようでございます。

○野上元君 最近、私企業でも、たとえばセメンを送る場合に、袋を積んで、袋に一つ一つ入れて送らないで、全部一つの、含めて船の中に入れて、向こうへいって袋に詰めるというふうなことをやっておりますが、これは非常に、空気を運ぶロスをおくというところで非常に経営的な向上があったというふうに思う。それを考えてみると、あれはまるで空気を運んでおるようなものだと思うのです。ああいうものはやっぱりやらないかぬのですか。

○野上元君 最近、私企業でも、たとえばセメンを送る場合に、袋を積んで、袋に一つ一つ入れて送らないで、全部一つの、含めて船の中に入れて、向こうへいって袋に詰めるというふうなことをやっておりますが、これは非常に、空気を運ぶロスをおくというところで非常に経営的な向上があったというふうに思う。それを考えてみると、あれはまるで空気を運んでおるようなものだと思うのです。ああいうものはやっぱりやらないかぬのですか。

いことにしております。かんとんにつきましても、そこまでの状態でもございませぬし、まあ目方がわりあい軽い点でございますが、扱いに比べて料金が安いという点はございまして、これを断るというわけにはまいらないかと思えますし、先ほど申し上げましたように、むしろ業者の側で取り扱いの便宜から、だんだんこれを手ごろの大きさに縮めて入れていくという状態でございます。

○野上元君 この郵便法の一部を改正する法律案の付録の資料としてついておるものについて質問していきたくと思いますが、五二ページに第一種、第二種の料金の比較が出ておるわけですが、これを見てみますと、大体の傾向としては、第一種が二、第二種が三という割合でずっと料金が上がっているわけですね。ところが、昭和二十四年の五月にいくと、四対一になっているわけですね、あるいは二・五対一というふうに二以上の場合はないわけですね。これは何かひとつの伝統といえますか、習慣といえますか、慣習といえますか、そういうものによってやっていると見えますか。

○政府委員(長田裕二君) まあ何とはなしに、明治以来そういうことで二対一というところでやっていたのが実情だというふうに考えておりますが、最近、外国の例などもいろいろ調べてみると、あるいはまた原価計算などをやってみますと、二対一の比率といえますのは非常に少ない、世界でも日本をはじめ比較的少数国、大多数は三分の二、四分の三、三対二、四対三というふうな比率のところが多々ございまして、そういうようなことからいまして、内部でもコストに即応した料金のほうが妥当なのではないかと、もう少し引き上げてほしいんじゃないかという声は相当ございまして、しかし、今回の料金の改正におきましては、まだそれを一挙に実現しようというところまでまいるまいと、従来の二対一という考え方をほぼ踏襲いたしまして七円五十銭の端数を切って、十五円対七円、そういうことにいたしました次第でございます。

○野上元君 品目、ほかの郵便物に害を与えたりとかそういうようなものは取り扱わな

○野上元君 五二ページに外国の書状とはがきと、それから新聞との比較が出ておるわけですが、これを見ると、いまあなたが言われたように、日本とスイスだけが二対一なんです。あののは十対八ぐらいの比率で料金が高まっておるわけですね。で、これらの十対八というところを見ると、大体やはり原価主義がとられておるのじゃないかというふうに思うのです。原価主義をとっておらないのは日本とスイスだけだと、先進国では。そういうことになると思うので、あなたのほうとしてもこれに近づけようとするならば、今回もやはりそういう配慮があつてよかつたのじゃないかというふうな気がするのですが、いまそれを言つてみても始まりませんから言ひませぬ。それから新聞ですね、特に発行人差し出しのもの、百グラムのもの、これも書状との比較が出ておるのですが、日本とフランスが著しく低いのです。他のほうは比較的価額に忠実に料金が決定されておる。こういうところにもやはり日本の料金のつくり方が、明治以来の伝統を守つてきたというふうな考え方があつたので、企業経営としては少し一歩前進しなかならぬのじゃないかというふうな気がするのですが、これは。

○政府委員(長田裕二君) ちょうど五二ページの表の新聞の欄は、外国にありまふいろいろな種類のうちのある一種類のものを抜き出して書きましたので、いまになって考えますと、全部が必ずしも適切な例ではなかつたと思はれるのでございまして、たとえばアメリカでは十円八銭というふうになつておりますが、これは一ポンド、四百五十グラムまでの料金でございまして、アメリカの新開関係の料金は非常に複雑になつております。郡の中に送られるもの、郡外の全国的に送られるもの等によつて料金が違ひまして、たとえば郡内に送られますものは一部三円六十銭くらいでございまして、それからドイツのが十三円五十銭と出ておりますが、百グラムでは十三円五十銭ですが、五十グラムまでだったら九円だというふうな状態でございます。またフランスにつきまして、ここで

二円十九銭と出ておりますが、区分して差し出されるもの等につきましては、はるかにまた安い料金等も出ております。イギリスでは最近印刷物と大体同じ料金になつております。もつとも二十一円と出ておりますが、大体二オンス、約五十六グラムばかりですが、それでは十二円六十銭、二オンスから四オンスまでで二十一円というふうになつておりました、もう少し表として出しますのうでしたら、詳しい表を提出すべきだつたというふうに考えております。

○野上元君 この表は何ですか。日本の郵便料金は安いんだということをPRするために出したのですか。

○政府委員(長田裕二君) ありのまゝを——そのいまの新聞の外国のほうは適切な例じゃなかつた点もあるかと思ひますが、総体としてありのまゝをお示したつもりでございまして、結果的にかなり安いことにもなつておるようでございます。

○野上元君 ただ、国民一人当たりの所得を計算してみますと、必ずしも安くはないんだ。たとえば日本の場合には六百三十三ドル、それからイギリスが千二百六十ドル、アメリカは二千五百六ドル、ドイツは千二百九十九ドル、フランスは千二百六十三ドルというふうに見てみると、日本の皆さんの三倍、四倍という国民所得を持つておるわけですから、それを換算すると、必ずしもこれは日本のやつは安いとも言えないのじゃないですか。

○政府委員(長田裕二君) いま所得の比率を前に持つておりましたが、手元にちよつと持つてくるのを忘れましたが、いままで私どもが調べましたものでは、名目上の所得とそれから一単位当たりの購買力といふもの、所得の購買力といふものを合算した場合に、日本の郵便料金が所得と比べると特に外国より高いということにはなつておらない。改正した料金でもそこまではなつていないというふうには感じたのでございまして、いま手元に資料を忘れました。ただここで日本の十円、五円、たとえばイギリスの十六円八

十銭と十二円六十銭、これだけの比率でなしに、実は日本の場合には、はがきの比重が相当高いわけでございます。普通のはがきが二八%、年賀はがきが全体の郵便の一六・二%ということでは、はがきが占めます比率は四四%くらいになつておるんですが、オランダで五・三%、アメリカでは三・九%、イギリスでは二・四%というふうな、ヨーロッパの諸国でははがきの使用率が非常に低いということからしまして、この表以上に利用者の一過当たりの経費は高くなる。十円と五円、あるいは、十六円八十銭と十二円六十銭という比率ではなくて、日本では十円と五円の間あたりにありまなければならぬというふうな点も、御考慮願ひます。

○野上元君 そんな説明をしなければならぬのなら、こんな表を出しても意味がないんじゃないですか。そんな具体的な説明を加えなければわからないのじゃ、この表をばり判断できないのじゃ、意味がないのじゃないかと思ひますが、それはいいです。

次の、郵便料金及び一般物価の値上り指数、これも二十七年を一〇としたもので、その後値上りがりしたものがあれば、これには指数としては高く出てくるわけですが、本来ならばもつとさかのぼつて計算しなければならぬんですが、それもまだ説明しなければならぬという表な意味がないと思ふので、これもいま特に問題にしません。

次の五四ページの私書箱のこれについて聞きたいんですが、私書箱を使つておる郵便物の数量は、全国でどのくらいになりますか。

○政府委員(長田裕二君) 現在利用されております私書箱は、その五四ページの表にもございまして、三万一千六百二十個でございます。

○野上元君 それはわかりましたが、これの中に入つておる郵便物の総数は幾らかという……、わからなければ、あとでまた資料を出してもいいです。

○政府委員(長田裕二君) ちよつとただいまわかりません。

○野上元君 それから設備数と利用数に非常に大きなギャップがあるわけですね。たとえば設備数の総個数は五万三千三百六、利用個数は三万一千六百二十、約二万近い遊休施設があるわけですね。これは全体から見ると、非常に大きなパーセンテージを占めると思ふのですが、これはどうしてこういう状態になつておるのですか。

○政府委員(長田裕二君) この表を見ますと、特定局のほうでその程度がはなはだしいようでございます。局をつくる場合に、私書箱というものも利用者を想定してつくつておかなければならぬと、つくる場合にまた特定局などでも最低の単位と申しますか、そういうものをつくるからには一個とか二個とかじゃなしに、ある程度まとめてつくつてしまふというふうなことも、一つの原因かと思ひますが、また、新築いたします局につきましては、当然五年なり十年なり、大体現在では十年先のものを一応予想して局舎を設計しておりますけれども、現在はあまり利用がなくても、将来相当ふえるかも知れないということなども考へてつくつておるようなわけでございますので、まああなたがこれに非常に稼働率が悪いんだというふうなことにかなり切らないかと思ひます。また、今度の法律改正でもお願いしておりますように、非常に受け取り郵便物の多い利用者に対して、私書箱の使用料を免除するような制度も設けられておりますし、これから日本でも私書箱の利用度は、だんだん高まつていくのではないかと、いふふうにも考へておるわけでございます。

○野上元君 私は、この全体の数から見ても、あまりにも遊休施設が多いので、実は驚いたわけですが、これもロスがあれば、こういう点も十分ひとつ検討してもらいたいと思ひます。

それから、その次のページの高層建築物の郵便受け箱設置状況ですが、これを見ますと非常に率がいいですね。これは協力の程度がうかがわれてうれしんですが、これによつて、当然増員すべ

き外務員をどれくらい増員しないで済んでいるのか、その数はわかりますか。

○政府委員(長田裕二君) 正確なところを、ちょっと私もいま数字を持っておりませんが、千個について一人ぐらいい節約できるのではないかと、いうふうに考えております。

○野上元君 千個というのは、この数字で見るとどれですか。

○政府委員(長田裕二君) 総計のところに設置済みが三十八万八千九百五十三個、未設置四千六百三十一とございしますが、これは高層建築物の一室が一個になっている例も相当多いかと思われ、千個について一人ぐらいい節約できると思えます。

○野上元君 それではその次のページの年度別引き受け郵便物で調べてみますと、年間の普及率は大体一人九十通という程度になっていますね、これは国際的に見てどれくらいレベルなんですか。それと、将来これはどの辺まで伸びる、上限といいますが、上限をどの辺というふうに見ておるのですか。

○政府委員(長田裕二君) お話のように日本では、昭和三十九年度におきまして九十一通くらいになっているわけでございます。四十年ではこれが九十六通か七通くらいのところまでできているかと思えますが、外国に例をとってみますと、全部内国通常でございしますが、アメリカでは一人当たり三百五十通、イギリスで百九十五通、西ドイツ百四十七通、フランス百七十二通、イタリアが九十九通というふうな状態でございします。カナダ、オーストラリアのような非常に地域が広くて人口の少ないところでは、カナダが二百二十二通、オーストラリアが百八十八通というように郵便の利用がわりあい高いわけでございます。日本は一人当たり通数は、まだ計算したこととはございせんが、世界じゅうのかなり下のほうになるのかと思えますけれども、一人当たり差し出し通数では世界で十八位だそうでございます。

○野上元君 今度五種がなくなったわけですから、この物数調査の中から五種というものはどこかへくらがえするわけですね、これは一種にくらがえするわけですか。

○政府委員(長田裕二君) ほとんど全部一種に移りますが、一部学術雑誌が約二百五十八万通が四種のほうに移る。それから、書籍のうち九百七十五万通が書籍小包に移る、残りは全部一種に移る、そういうふうなことでございします。

○野上元君 これもあなたのほうで計算できているのかどうかからぬが、この五種が一種に転換するために、収入はどのように増減しますか。従来の五種のままで収入と、一種に転換した場合の収入との差といいますが、それはどのくらいになるか計算したことはないのですか。

○政府委員(長田裕二君) 一種と五種とを合わせたものについては計算しておりますが、従来の五種のままで幾ら、一種のままで幾らというのをたたいま手もとに持ち合わせてございせん。一種と五種とを合わせたものにつきましては、現行料金で三百九十八億、改正料金で五百三十九億、年間、昭和四十一年度ですから、小包み以外は全部七月一日以降です、年間百四十億の増加というふうなことでございします。

○野上元君 一種と二種との合計と三種、四種、五種の合計との物数の比較が、一番右の欄に出ておりますが、これを言いかえてみますと、一種、二種の合計を次第に三種、四種、五種の合計が、引き離しつつあるという傾向が見られるわけですが、これは何か特別の理由があるのでしょうか。

○政府委員(長田裕二君) これは一人当たり郵便物数の非常に多いスイスやアメリカなどの例を見ますと、三種以下のようなものの比率が全体の四分の三くらいになっておりまして、結局郵便物が非常にふえていく傾向、あるいは非常に郵便物が多い国におきましては、そういうものが多い。日本でもだんだんその方向に近づいている過程が、このお話のような増加率、一種、二種の合計より三種、四種、五種の増加率が高い。そういうこと

にあらわれているのではないかと、いうふうに考えております。

○野上元君 二種の伸びは、他の種類の伸びに比べれば非常に緩慢なんだが、これが二種の原価を割る原因になったのですか。

○政府委員(長田裕二君) 二種の増加率が非常に低いことは、先ほどは外国の料金の二種の料金の比率でちょっと申し上げましたけれども、やはり一種と二種、封書とはがきというものの関係は、世の中が進むにつれて、また経済力がだんだん充実してくるにつれて、外から見られる通信よりも、封書の通信のほうにだんだん移っていくように見受けられます。たとえば外国の例で申しますと、先ほどアメリカが三・九％、イギリスが二・四％と申しましたが、インドではまだ総体の郵便のうちがきが四〇・七％、パキスタンでは三一・五％というふうな状態でございまして、これは料金の関係もないわけではありせんけれども、総体といたしまして、非常に郵便利用が比較的少ない段階では、はがきが多い。多くなるにつれて逐次封書に移っていくという傾向が世界的にもあるようにございします。

○野上元君 もう時間がないので、最後に聞いておきますが、無料郵便物というのは、先ほど発表されたと思いますが年間どのくらいあるのですか。

○政府委員(長田裕二君) 四十年におきまして二億一千三百万通と推定しております。

○野上元君 本日はこの程度でとめておきます。

○委員長(田中一君) 他に御発言がなければ、本案の質疑は本日はこの程度といたします。次回は十二日午前十時開会の予定とし、本日はこれにて散会いたします。午後六時十五分散会

(第二〇三〇号) 一、戦傷病者の放送受信料免除に関する請願 (第二〇三八号)(第二〇八三三号)(第二一〇四号)

第二〇七号 昭和四十一年四月十九日受理 民間テレビ放送の難視聴地域(和歌山県中南部地区) 解消に関する請願 請願者 和歌山県新宮市新宮下本町新宮市長 谷泰雄外七名

民間テレビ放送の難視聴困難な和歌山県中南部地区(有田市、御坊市、田辺市、新宮市)でも放送が視聴できるよう、現在申請中の既設民間テレビ会社(在阪民放四社)の中継局の設置をすみやかに認可されたい。

理由 政府は、難視聴地域を救済することを目的とした第二次チャネルプランを全国的に決定したにもかかわらず当該地域に対してはいまだに具体的な割当ての決定をされない。この間、住民の願いを再三署名簿に託し、また、議会の決議または地方自治法の規定による意見書をもつて陳情を続けてきたが、少しの進展のみ今日にいたつてゐる。電波は国民のものであり、国民の好む番組を自由に選択して視聴できることが普遍的な要求である。このためには地域の格差を解消し、国民の福祉と文化を向上せしむべきである。

第二〇三〇号 昭和四十一年四月十九日受理 民間テレビ放送の難視聴地域(和歌山県中南部地区) 解消に関する請願 請願者 和歌山県新宮市新宮下本町新宮市長 脇川正外七名 紹介議員 前田佳都男君 この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二〇三八号 昭和四十一年四月十九日受理 戦傷病者の放送受信料免除に関する請願(二通)

請願者 福岡市天神一丁目福岡県傷痍軍人
妻の会内 樋口寿恵子外一名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第二〇八三号 昭和四十一年四月二十日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願

請願者 高知市常屋町九五高知県傷痍軍人
連合会内 増田藤三郎

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第二一〇四号 昭和四十一年四月二十一日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願

請願者 長野県諏訪市和泉町諏訪市傷痍軍
人会内 藤森守人

紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便物の日曜配達廃止に関する請願（第二
一四四号）（第二二四八号）（第二二六一号）
一、戦傷病者の放送受信料免除に関する請願
（第二二三三号）

第二二二四号 昭和四十一年四月二十二日受理
郵便物の日曜配達廃止に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会議長 羽田
義知

紹介議員 羽生 三七君
最近の各種企業及び商店街の週休制が確立されつ
つある社会的な勢を考へ、国民生活に及ぼす緊
急通信をのぞき、一般郵便物の日曜配達を廃止さ
れたい。

理由

一、わが国の郵便事業が明治四年に創設されて
以来、郵便物は一日として休まず、今日まで配
達されてきたが、郵政大臣の「地域住民の協力
を得て、日曜配達を廃止したい」との言明もあ

り、本県においては昨年五月から、須坂地区に
おいて郵便物の日曜配達廃止が実施されてい
る。

二、また、すでにアメリカ、イギリス等先進諸国
二十数箇国において、郵便物の日曜配達は廃止
されている。

第二二四八号 昭和四十一年四月二十三日受理
郵便物の日曜配達廃止に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会議内 金井秀
雅外一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二六一号 昭和四十一年四月二十五日受理
郵便物の日曜配達廃止に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀
県議会議長 西堀武

紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二三三号 昭和四十一年四月二十七日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願

請願者 和歌山市中之島四一九 寺岡秀吉
紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。